

産業厚生常任委員会（民生部所管）説明資料

※説明資料のページは、案件＋担当ごとに付番しています。

議案
(新旧対照表等) **頁**

【新年度予算に関連しないもの】

I. 条例関係

(1) 斜里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	資料1	P1～3
(2) 斜里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	資料2	P1～7
(3) 斜里町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	資料3	P1～7

附属資料
(予算説明資料) **頁**

II. 3月補正予算

(1) 斜里町一般会計補正予算（第12回）について		
① 住民生活課所管分	資料4	P1～2
② 地域福祉課所管分	資料5	P1～4
③ 健康子育て課所管分	資料6	P1～2
④ 児童育成課所管分	資料7	P1～4

附属資料
(予算説明資料) **頁**

(2) 斜里町国民健康保険事業特別会計予算（第 5 回）について	・ ・ ・	資料 8	P1
(3) 斜里町介護保険事業特別会計予算（第 5 回）について	・ ・ ・	資料 9	P1～3
(4) 斜里町後期高齢者医療事業特別会計予算（第 4 回）について	・ ・ ・	資料 10	P1
(5) 繰越明許補正	・ ・ ・	資料 11	P1
(6) 債務負担行為補正	・ ・ ・	資料 12	P1

議案
(新旧対照表等) **頁**

【新年度予算に関連するもの】

Ⅲ. 条例関係

(1) 斜里町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	・ ・ ・	資料 13	P1～3
----------------------------------	-------	-------	------

附属資料
(予算説明資料) **頁**

Ⅳ. 令和 5 年度各会計予算（投資的事業の主な内容）関係

(1) 斜里町一般会計予算について			
① 住民生活課所管分	・ ・ ・	資料 14	P1～4
② 地域福祉課所管分	・ ・ ・	資料 15	P1～9
③ 健康子育て課所管分	・ ・ ・	資料 16	P1～3
④ 児童育成課所管分	・ ・ ・	資料 17	P1～2

附属資料
(予算説明資料)

頁

(2) 斜里町国民健康保険事業特別会計予算について	・ ・ ・	資料 18	P1～4
(3) 斜里町介護保険事業特別会計予算について	・ ・ ・	資料 19	P1～3
(4) 斜里町後期高齢者医療事業特別会計予算について	・ ・ ・	資料 20	P1

附属資料

頁

V. 協議・報告事項

(1) 協議案について			
① AI による地域公共交通実証運行事業（案）について	・ ・ ・		資料 21 P1～5
② 社会福祉法人斜里福祉会の経営改善について	・ ・ ・	資料 22	P1～5 資料 22-1 P1～39
③ 子育て支援センター施設集約化事業について	・ ・ ・		資料 23 P1～2
(2) 町政報告			資料 24 P1～2
① 電力・ガス・食料品等物価高騰緊急支援給付金事業について			
② 高齢者世帯等生活支援事業について			
③ 人工透析患者送迎支援事業の終了について			
④ 新型コロナウイルスワクチンの接種状況について			
⑤ 子育て世帯生活支援特別給付金事業について			

附属資料 頁

VI. その他

(1) 介護認定者のサービス利用状況について(令和5年1月末現在)	・・・	資料 25	P1
(2) 関係行事等			
① 自治会長・総務部長研修会	1/21（土） ゆめホール知床 参加者 63 名		
② 国民健康保険運営協議会	2/6（月） 役場 参加者 15 名		
③ 地域包括支援センター運営協議会、介護保険運営協議会、地域密着型サービス運営協議会	2/7（火） ぽると 2 1 参加者 15 名		
④ 子ども・子育て会議	2/24（金） ゆめホール知床		
⑤ 地域公共交通活性化協議会	3/3（金） ゆめホール知床		
⑥ 地域支え合い推進会議	3 月中開催 ぽると 2 1		
⑦ へき地保育所閉所式（ウトロ・中斜里）	3/29（火） ウトロ保育所、中斜里保育所		
⑧ 常設保育園卒園式（双葉・はまなす）	3/30（水） 10:00～双葉保育園、10：30～はまなす保育園		

斜里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

1. 条例改正の理由

特定教育・保育施設の基準については、市町村が内閣府令で定める基準に基づき条例で定めることとされているが、この度、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことから、国の基準に基づき「斜里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の一部を改正する。

2. 改正条例

斜里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成 26 年条例第 18 号）

3. 改正内容

民法の一部改正を受け、児童福祉法において施設の長等による懲戒の規定が削除され、国の特定教育・保育施設等の運営基準についても同様の改正が行われたことから、本条例についても懲戒に関する権限の濫用禁止規定を削除する。

4. 施行期日

公布の日から施行する。

議案第 76 号

斜里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例について

このことについて、下記のとおり改正する。

令和 5 年 3 月 8 日提出

斜里町長 馬 場 隆

記

斜里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

斜里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条を次のように改める。

第 26 条 削除

附 則

この条例は、公布の日からする。

斜里町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正前	改正後
<u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u> <u>第26条 特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u>	<u>第26条 削除</u> <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>

斜里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

1. 条例改正の理由

家庭的保育事業等の基準については、厚生労働省令に定める基準に基づき市町村が条例で定めることとされているが、この度、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことから、国の基準に基づき「斜里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部を改正する。

2. 改正条例

斜里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 19 号）

3. 改正内容

（1）安全計画の策定等の義務化

安全計画の策定及び職員研修や訓練の定期的実施等の義務化

（2）自動車を運行する場合の所在の確認

こどものバス送迎時の安全確保を目的とする乳幼児の所在の確認と安全措置の装備設置の義務化

（3）インクルーシブ保育を可能とするための設備・人員基準の緩和

インクルーシブ保育を可能とするため、他の社会福祉施設と併設する場合の設備・専従人員基準の緩和

（4）懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定の削除

民法の一部改正を受け、児童福祉法において施設の長等による懲戒の規定が削除され、国の家庭的保育事業等の設備・運営基準についても同様の改正が行われたことから、本条例についても懲戒に関する権限の濫用禁止規定を削除する。

（5）感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置の明確化

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための職員研修・訓練実施の努力義務化

4. 施行期日及び経過措置

令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 13 条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

改定後の第 7 条の 3 第 2 項の自動車へのブザーの設置に関しては、必要な代替措置を講じることにより令和 6 年 3 月 31 日まで経過措置を設ける。

議案第 7 7 号

斜里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例について

このことについて、別紙のとおり改正する。

令和 5 年 3 月 8 日提出

斜里町長 馬 場 隆

斜里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

斜里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的
保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳
幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活
その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的
保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において
「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなけれ
ばならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前
項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図
られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなけ
ればならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全
計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のた
めの移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼
児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握すること
ができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、利用乳幼児の送迎
を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方
に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案
してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるもの
を除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用

乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条中「設置するときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

斜里町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正前	改正後
	(安全計画の策定等) <u>第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u> <u>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。</u> <u>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u> <u>4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u> (自動車を運行する場合の所在の確認) <u>第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</u>

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)
第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第14条 省略

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業所を除く。)は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

第13条 削除

(衛生管理等)

第14条 省略

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めな

3～5 省略

ければならない。

3～5 省略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

斜里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

1. 条例改正の理由

放課後児童健全育成事業の基準については、厚生労働省令に基づき市町村が条例で定めることとされているが、この度、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことから、国の基準に基づき「斜里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部を改正する。

2. 改正条例

斜里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第20号）

3. 改正内容

（1）安全計画の策定等の義務化

安全計画の策定及び職員研修や訓練の定期的実施等の義務化

（2）自動車を運行する場合の所在の確認

安全確保を目的とするバス利用の際の利用者の所在の確認の義務化

（3）業務継続計画の策定の努力義務化

感染症や非常災害時の業務継続計画及び職員研修や訓練の定期的実施等の努力義務化

（4）感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置の明確化

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための職員研修・訓練実施の努力義務化

4. 施行期日及び経過措置

令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

改定後の第6条の2の業務継続計画の策定等に関しては、令和6年3月31日まで経過措置を設ける。

議案第 78 号

斜里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例について

このことについて、別紙のとおり改正する。

令和 5 年 3 月 8 日提出

斜里町長 馬 場 隆

斜里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

斜里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 6 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第 6 条の 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第 12 条の次に次の 1 条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第 12 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条

において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則 (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

斜里町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正前	改正後
	(安全計画の策定等) <u>第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u> <u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u> <u>3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u> <u>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u> (自動車を運行する場合の所在の確認) <u>第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</u>

	(業務継続計画の策定等) <u>第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u> <u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u> <u>3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u>
(衛生管理等) 第13条 省略 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずる</u>よう努めなければならない。 3 省略	(衛生管理等) 第13条 省略 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する</u>よう努めなければならない。 3 省略 <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u>

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

令和4年度 斜里町一般会計補正予算 説明資料

(歳入)

[単位：千円]

款	項	目	補正額	説明	
14 国庫支出金	1 国庫負担金	1 民生費負担金	749	・ 国民健康保険基盤安定負担金追加	791
				・ 国民健康保険未就学児均等割保険料負担金更正	△ 42
15 道支出金	1 道負担金	1 民生費負担金	49	・ 養育医療給付事業負担金追加	66
				・ 国民健康保険基盤安定負担金追加	2,479
				・ 後期高齢者医療保険基盤安定負担金更正	△ 2,475
				・ 国民健康保険未就学児均等割保険料負担金更正	△ 21
	2 道補助金	3 衛生費補助金	△ 1,322	・ 乳幼児医療費補助金	△ 1,322
20 諸収入	4 雑入	4 雑入	139	・ 養育医療費徴収金追加	139
計			△ 385		

(歳 出)

[単位：千円]

款	項	目	補 正 額	明 説	財 源 内 訳			
					国庫支出金	道支出金	そ の 他	一般財源
2 総務費	1 総務管理費	14 まち・ひと・しごと創生総合戦略事業費	△ 1,100	住み続けたいまちづくり地域創生戦略事業費 ・斜里町地域公共交通活性化協議会負担金更正 △ 1,100				△ 1,100
		16 住民活動推進事業費	△ 1,900	協働によるまちづくり推進事業費 ・まちづくり推進補助金更正 △ 1,900				△ 1,900
	3 戸籍住民登録費	1 戸籍住民登録費	△ 5,199	戸籍住民登録一般事業費 ・報酬更正 △ 1,190 ・期末手当更正 △ 100 ・社会保険料等更正 △ 190 ・会計年度任用職員費用弁償更正 △ 44 ・職員旅費更正 △ 254 ・委託料更正 △ 3,421				△ 5,199
3 民生費	1 社会福祉費	8 医療保険費	△ 4,052	北海道医療給付事業費 ・乳幼児医療費扶助費更正 △ 4,000 ・養育医療費扶助費更正 400 他会計繰出事業 ・国民健康保険事業特別会計繰出金更正 2,957 ・後期高齢者医療特別会計繰出金更正 △ 3,409	749	△ 1,273	139	△ 3,667
計			△ 12,251		749	△ 1,273	139	△ 11,866

令和4年度 一般会計補正予算

(歳入)

[単位：千円]

款	項	目	補正額	説明	
14 国庫支出金	1 国庫負担金	1 民生費負担金	3,613	・ 障害者医療費負担金更正 ・ 障害者自立支援給付費負担金追加 ・ 障害児入所給付費等負担金追加	△ 100 300 3,413
	2 国庫補助金	1 総務費補助金	△ 14,168	・ 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金更正	△ 14,168
14 道支出金	1 道負担金	1 民生費負担金	1,807	・ 障害者医療費負担金（育成医療・更生医療分）更正 ・ 障害者等自立支援給付費負担金（サービス等）追加 ・ 障害児入所給付費等負担金追加	△ 50 150 1,707
20 諸収入	4 雑入	4 雑入	△ 1,401	・ 移送サービス利用者負担金更正 ・ 介護職員初任者研修受講料更正 ・ 介護保険低所得者負担軽減助成金返戻金更正	△ 96 △ 405 △ 900
21 町債	1 町債	1 総務債	1,700	・ 低公害車購入事業債追加	1,700
計			△ 8,449		

(歳 出)

[単位：千円]

款	項	目	補 正 額	説 明	財 源 内 訳			
					国道支出金	道支出金	そ の 他	一般財源
2 総務費	1 総務管理費	14 まち・ひと・しごと 創生総合戦略事業費	△ 198	住み続けたいまちづくり地域創造戦略事業費 △ 198 ・介護職員初任者研修開催事業委託料更正 -198			-405	207
		26 新型コロナ ウイルス感染症 対策事業費	△ 16,148	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費 △ 14,168 ・事務員（一般）報酬更正 △ 562 ・看護師報酬更正 △ 1,980 ・時間外勤務手当更正 △ 951 ・職員旅費更正 △ 247 ・会計年度任用職員費用弁償更正 △ 398 ・印刷製本費更正 △ 2,332 ・通信運搬費更正 △ 779 ・タクシー運行業務委託料更正 △ 924 ・接種券通知業務委託料更正 △ 330 ・健康管理システム改修業務委託料更正 △ 2,508 ・予約管理システム導入業務委託料更正 △ 1,782 ・データ標準レイアウト改版対応業務委託料更正 △ 1,375	△ 14,168			0
小 計			△ 16,148		△ 14,168	0	0	0

(歳出)

[単位：千円]

款	項	目	補 正 額	説 明	財 源 内 訳				
					国道支出金	道支出金	そ の 他	一般財源	
3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉管理費	△ 322	福祉団体活動推進事業費	△ 322				△ 322
				・斜里町戦没者追悼式実行委員会負担金更正	△ 106				
				・高齢者等社会参加促進助成金更正	△ 18				
				・斜里町社会福祉協議会助成金更正	△ 178				
				・斜里町赤十字奉仕団助成金更正	△ 20				
		2 心身障害者及び母子特別対策費	6,235	心身障害者等対策事業費	△ 686				△ 686
				・腎機能障害者通院交通費扶助費更正	△ 300				
				・重度心身障害者交通費扶助費更正	△ 300				
				・重度心身障害者援護資金扶助費更正	△ 36				
				・子ども通園センター通園費扶助費更正	△ 50				
				障害者地域生活支援事業費	△ 305				△ 305
				・コミュニケーション支援事業委託料更正	△ 80				
				・日中一時支援扶助費更正	△ 225				
				総合支援給付事業費	7,226	3,613	1,807		1,806
				・特例介護給付等給付費扶助費更正	△ 1,000				
	・育成医療給付扶助費更正			△ 200					
・計画相談支援扶助費追加	1,600								
・障害児施設措置費扶助費更正	6,826								

(歳 出)

[単位：千円]

款	項	目	補 正 額	説 明	財 源 内 訳			
					国道支出金	道支出金	そ の 他	一般財源
		5 老人福祉費	△ 10,586	高齢者福祉推進事業費 △ 175 ・ 地域交流敬老事業助成金更正 △ 175 ウロペイサービセンター機械浴整備事業費 △ 171 ・ 工事請負費更正 △ 171 地域おこし協力隊事業費 △ 1,449 〔 ・ 地域おこし協力隊員報酬更正 △ 887 ・ 職員旅費更正 △ 280 ・ 燃料費更正 △ 282 〕 介護保険事業特別会計繰出事業費 △ 8,791 〔 ・ 介護保険事業特別会計繰出金更正 △ 8,791 保険事業勘定更正 △ 8,791 〕				△ 175
								△ 171
								△ 1,449
							△ 900	△ 7,891
		6 在宅福祉推進費	△ 1,335	高齢者生活支援事業費 △ 4,266 ・ 移送サービス事業委託料更正 △ 321 ・ 介護保険低所得利用者負担金軽減助成金更正 △ 2,058 ・ 介護用品支給事業（入院）助成金更正 △ 595 ・ 介護用品支給事業（在宅）助成金更正 △ 1,383 ・ 移送サービス利用者助成金追加 91 認知症高齢者支援事業費 2,931 ・ 福祉車両購入費更正 △ 455 ・ 低公害車購入費追加 3,386				△ 4,266
							1,700	1,231
小 計			△ 6,008		3,613	1,807	800	△ 12,228

【健康子育て課】

資料6

令和4年度 一般会計補正予算

(歳入)

[単位：千円]

款	項	目	補正額	説明	
14 国庫支出金	2 国庫補助金	3 衛生費補助金	△ 445	・ 特定感染症検査等事業費補助金更正	△ 445
21 町債	1 町債	1 総務債	2,900	・ 低公害車購入事業更生	2,900
計			2,455		

(歳出)

[単位：千円]

款	項	目	補正額	説明	財源内訳			
					国道支出金	道支出金	起債	一般財源
4 衛生費	1 保健衛生費	3 保健対策推進事業費	△ 1,859	成人保健事業費 ・ 基本健康診査委託料更正 ・ 胃がん検診委託料更正 ・ 子宮頸がん検診委託料更正 ・ 乳がん検診委託料更正 ・ 大腸がん検診委託料更正 ・ 結核・肺がん検診委託料更正	△ 1,859			△ 1,859
				△ 103				
				△ 290				
				△ 782				
				△ 302				
				△ 277				
				△ 105				

款	項	目	補正額	説明	財源内訳			
					国道支出金	道支出金	起債	一般財源
		4 予防費	△ 9,787	感染症予防事業 △ 9,787 ・ 予防接種委託料更正 △ 5,389 ・ 風しん抗体検査委託料更正 △ 337 ・ 風しん予防接種委託料更正 △ 125 ・ 健康管理システム改修委託料更正 △ 535 ・ HPV感染症予防接種委託料更正 △ 3,401	△ 445			△ 9,342
		5 母子保健対策費	1,453	母子保健対策事業費 1,453 ・ 保健師報酬 △ 107 ・ 妊婦健診委託料 △ 1,718 ・ 脱臼検診委託料 △ 120 ・ 妊婦健診助成金 △ 127 ・ 産後ケア委託料 111 ・ 備品購入費（3歳児健診視力検査用機器） △ 107 ・ 手数料（低公害車購入事業） 157 ・ 保険料（低公害車購入事業） 55 ・ 備品購入費（低公害車購入事業） 3,301 ・ 自動車重量税（低公害車購入事業） 8			2,900	△ 1,447
		6 精神保健対策費	△ 174	精神保健対策事業 △ 174 ・ 精神障がい者社会適応訓練扶助費更正 △ 174				△ 174
小計			△ 10,367		△ 445	0	2,900	△ 12,822

【児童育成課】

資料 7

令和4年度一般会計補正予算 説明資料

(歳 入)

[単位：千円]

款	項	目	補 正 額	説 明	
13 使用料及び手数料	1 使用料	2 民生費使用料	△ 2,110	・ 保育園・保育所保育料更正 常設保育園分	△ 2,110
14 国庫支出金	1 国庫負担金	1 民生費負担金	△ 12,564	・ 児童手当負担金更正	△ 12,564
	2 国庫補助金	2 民生費補助金	△ 5,057	・ 子ども・子育て支援交付金更正 放課後児童健全育成事業分 乳児家庭全戸訪問事業分 養育支援訪問事業分 子育て援助活動支援事業分	△ 5,057
			△ 1,313	・ 子どものための教育・保育給付交付金更正 施設型給付分 地域型保育給付分	△ 1,313
			△ 1,186	・ 子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金更正 事業費分 事務費分	△ 1,186
15 道支出金	1 道負担金	1 民生費負担金	△ 2,756	・ 児童手当負担金更正	△ 2,756
	2 道補助金	2 民生費補助金	△ 5,057	・ 子ども・子育て支援交付金更正 放課後児童健全育成事業分 乳児家庭全戸訪問事業分 養育支援訪問事業分 子育て援助活動支援事業分	△ 5,057

款	項	目	補 正 額	説 明	
15 道支出金	2 道補助金	2 民生費補助金	1,288	・ 保育料軽減支援事業費補助金追加 常設保育園分 936 へき地保育所分 △450 認定こども園分 802	1,288
			△ 126	・ 子どものための教育・保育給付交付金更正 施設型給付分 2,570 地域型保育給付分 △2,696	△ 126
			△ 400	・ 北海道子育て世帯臨時特別給付金支給事業費補助金更正 事業費分 △400	△ 400
20 諸収入	4 雑入	5 雑入	721	・ 保育園・保育所給食費追加	721
計			△ 28,560		

(歳 出)

[単位：千円]

款	項	目	補 正 額	説 明	財 源 内 訳			
					国道支出金	道支出金	そ の 他	一般財源
2 総務費	1 総務管理費	14 まち・ひと・しごと創生総合戦略事業費	△ 3,042	・結婚・子育て地域創造戦略事業費（ウトロ地域子育て支援拡充事業） △ 3,042 〔 支援員報酬更正 △ 2,187 期末手当更正 △ 266 処遇改善手当更正 △ 216 共済組合負担金更正 △ 75 社会保険料等更正 △ 293 職員旅費更正 △ 5 〕				△ 3,042
		26 新型コロナウイルス感染症対策事業費	△ 2,540	・子育て世帯生活支援特別給付金事業費 △ 2,140 〔 消耗品費更正 △ 140 子育て世帯生活支援特別給付金更正 △ 2,000 〕 ・北海道子育て世帯臨時特別給付金支給事業費 △ 400 〔 北海道子育て世帯臨時特別給付金更正 △ 400 〕	△ 1,186	△ 400		△ 954
3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉管理費	△ 17,985	・児童手当支給事業費 〔 児童手当扶助費更正 △ 17,985 〕	△ 12,564	△ 2,756		△ 2,665
		3 常設保育園費	△ 41,611	・保育一般事業費 △ 41,611 〔 保育士報酬更正 △ 6,841 保育士給料更正 △ 22,636 寒冷地手当更正 △ 113 時間外勤務手当更正 △ 1,542 通勤手当更正 △ 144 期末手当更正 △ 4,728 処遇改善手当更正 △ 1,080 共済組合負担金更正 △ 4,527 〕		936	721	△ 43,268
		4 へき地保育所費	318	・へき地保育所管理運営事業費 318 〔 時間外勤務手当追加 159 通勤手当追加 51 処遇改善手当追加 108 〕	△ 5,957	△ 2,697		8,972

款	項	目	補正額	説明	財源内訳			
					国道支出金	道支出金	その他	一般財源
3 民生費	2 児童福祉費	5 児童育成費	△ 8,854	・ 仲よしクラブ運営事業費 <u>△ 8,495</u> 〔 支援員報酬更正 <u>△ 5,940</u> - 期末手当更正 <u>△ 1,023</u> - 処遇改善手当更正 <u>△ 597</u> - 共済組合負担金更正 <u>△ 475</u> - 社会保険料等更正 <u>△ 293</u> - 職員旅費更正 <u>△ 167</u> 〕 ・ 児童館管理運営事業費 <u>△ 359</u> 〔 期末手当更正 <u>△ 159</u> - 処遇改善手当更正 <u>△ 200</u> 〕	△ 5,063	△ 5,063		1,272
		6 子ども・子育て支援対策費	10,072	・ 子どものための教育・保育事業費 <u>10,653</u> 〔 教育・保育施設型給付費負担金追加 (認定こども園分) <u>10,825</u> - 教育・保育施設型給付費負担金更正 (広域入所分) <u>△ 172</u> 〕 ・ 認定こども園第三子以降保育料助成事業費 <u>△ 581</u> 〔 第三子以降保育料助成金更正 <u>△ 581</u> 〕	4,644	3,373		2,055
合計			△ 63,642		△ 20,126	△ 6,607	721	△ 37,630

令和４年度 斜里町国民健康保険事業特別会計３月補正予算（総括表）

資料 8

（単位：千円）

歳 入					備 考	歳 出				備 考			
科 目		現行予算額	補正後予算額	比 較		科 目		現行予算額	補正後予算額		比 較		
保 険 料	一 般 分	現年度 保険料	388,296	382,287	△ 6,009	総 務 費	一般管理費		12,848	12,278	△ 570		
		滞納繰越保険料	923	3,499	2,576		賦課事業費		626	626	0		
		後期高齢者支援金	126,293	124,822	△ 1,471		徴収事業費		1,169	1,169	0		
		滞納繰越後期高齢者支援金	342	1,228	886		運営協議会費		234	234	0		
		現年度介護納付金	54,456	53,847	△ 609		計		14,877	14,307	△ 570		
		滞納繰越介護納付金	92	337	245								
	計		570,402	566,020	△ 4,382	保 険 給 付 費	一 般 分	療養給付費		877,140	933,450	56,310	
					療 養 費			6,784	4,819	△ 1,965			
道 支 出 金	補 助 金	普通交付金		1,011,949	1,077,800			65,851	小 計		883,924	938,269	54,345
		特別交付金		50,660	49,383			△ 1,277	高額療養費		116,500	128,808	12,308
		小 計		1,062,609	1,127,183			64,574	高額介護合算療養費		300	200	△ 100
	財政安定化基金交付金		1	1	0			移 送 費		200	200	0	
	計		1,062,610	1,127,184	64,574			小 計		117,000	129,208	12,208	
					計		1,000,924	1,067,477	66,553				
繰 入 金	一般会計		87,389	90,346	2,957		そ の 他	出産育児一時金		8,405	7,565	△ 840	
	基金繰入金		33,100	35,182	2,082			葬 祭 費		720	810	90	
	計		120,489	125,528	5,039			傷病手当金		1,000	1,000	0	
繰越金		1,715	1,715	0	計			10,125	9,375	△ 750			
その他の収入		893	893	0	審査支払手数料			2,100	2,148	48			
歳 入 合 計		1,756,109	1,821,340	65,231	計		1,013,149	1,079,000	65,851				
							事 業 費 納 付 金	一般被保険者医療分		475,438	475,438	0	
								一般被保険者後期支援金分		148,610	148,610	0	
								介護納付金分		59,722	59,722	0	
								計		683,770	683,770	0	
							共同事業拠出金		1	1	0		
							財政安定化基金拠出金		1	1	0		
						特定健康診査等事業費		22,512	20,066	△ 2,446			
						保健事業費		2,806	2,806	0			
						積 立 金		275	2,936	2,661			
						諸 支 出 金	病院事業会計繰出金		12,523	12,258	△ 265		
							償 還 金		5,195	5,195	0		
							計		17,718	17,453	△ 265		
						予 備 費		1,000	1,000	0			
						歳 出 合 計		1,756,109	1,821,340	65,231			

令和4年度 国民健康保険事業特別会計 補正予算 説明資料

(歳入)

[単位：千円]

款	項	目	補正額	説明	明
1 国民健康保険料	1 国民健康保険料	1 一般被保険者国民健康保険料	△ 4,382	・医療給付費分（現年度）更正 △ 6,009 ・後期高齢者支援分（現年度）更正 △ 1,471 ・介護納付金分（現年度）更正 △ 609 ・医療給付費分（滞納繰越）追加 2,576 ・後期高齢者支援分（滞納繰越）追加 886 ・介護納付金分（滞納繰越）追加 245	
3 道支出金	1 道補助金	1 保険給付費等交付金	64,574	・普通交付金追加 65,851 ・特別調整交付金更正 △ 1,277	
5 繰入金	1 繰入金	1 繰入金	5,039	・一般会計繰入金追加 2,957 ・国民健康保険基金繰入金追加 2,082	
計			65,231		

(歳出)

[単位：千円]

款	項	目	補正額	説明	財源内訳			
					国庫支出金	道支出金	その他	一般財源
1 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	△ 570	・委託料更正 △ 570				△ 570
2 保険給付費	1 療養諸費	1 一般被保険者療養給付費	56,310	・一般被保険者療養給付費追加 56,310		56,310		
		1 一般被保険者療養費	△ 1,965	・一般被保険者療養費更正 △ 1,965		△ 1,965		
		3 審査支払手数料	48	・審査支払手数料追加 48		48		
	2 高額療養費	1 一般被保険者高額療養費	12,308	・一般被保険者高額療養費追加 12,308		12,308		
		3 一般被保険者高額介護合算療養費	△ 100	・一般被保険者高額介護合算療養費更正 △ 100		△ 100		
	4 出産育児諸費	1 出産育児一時金給付費	△ 840	・出産育児一時金更正 △ 840		△ 840		
	5 葬祭諸費	1 葬祭費	90	・葬祭費追加 90		90		
6 保健事業費	1 保健事業費	1 特定健康診査等事業費	△ 2,446	・特定健康診査業務委託料更正 △ 1,198 ・人間ドック助成金更正 △ 748 ・報償費更正 △ 500				△ 2,446
7 積立金	1 積立金	1 積立金	2,661	・国民健康保険基金積立金 2,661				2,661
8 諸支出金	1 繰出金	1 病院事業会計繰出金	△ 265	・病院事業会計繰出金追加 △ 265		△ 265		
計			65,231			65,586		△ 355

令和4年度 斜里町介護保険事業特別会計 保険事業勘定 3月補正予算案 総括表

資料9

(単位:千円)

歳 入					備 考	歳 出					備 考	
科 目		現行予算額	補正額	補正後予算額		科 目		現行予算額	補正額	補正後予算額		
保険料	現年度分	特別徴収保険料	221,235	1,035	222,270	総務費	総務管理費		8,086	0	8,086	
		普通徴収保険料	15,864	3,802	19,666		徴税費		533	0	533	
		小 計	237,099	4,837	241,936		介護認定事務費		5,713	0	5,713	
	過年度分	普通徴収保険料	175	0	175		運営協議会費		198	0	198	
	合 計		237,274	4,837	242,111		小 計		14,530	0	14,530	
国庫支出金	国庫負担金	国庫負担金現年度分	215,321	△ 14,909	200,412	介護サービス費	居宅介護サービス等費給付費		159,834	△ 12,506	147,328	
	国庫補助金	普通調整交付金(介護給付費分)	74,779	△ 11,151	63,628		地域密着型介護サービス給付費		470,296	△ 10,594	459,702	
		普通調整交付金(総合事業分)	2,664	△ 55	2,609		施設介護サービス給付費		403,935	△ 32,349	371,586	
		特別調整交付金	0	30	30		福祉用具購入費		1,749	0	1,749	
		地域支援事業(総合事業)	8,481	△ 177	8,304		住宅改修費		2,132	0	2,132	
		地域支援事業(包括支援)	14,432	△ 392	14,040		居宅介護サービス計画給付費		28,177	△ 2,383	25,794	
		保険者機能強化推進交付金	1,909	381	2,290		小 計		1,066,123	△ 57,832	1,008,291	
		保険者努力支援交付金	1,778	409	2,187		介護予防サービス費	介護予防サービス給付費		17,577	△ 5,632	11,945
		介護保険事業費補助金	338	0	338			地域密着型介護予防サービス費		7,271	△ 3,663	3,608
	合 計		319,702	△ 25,864	293,838			介護予防福祉用具購入費		1,325	0	1,325
					介護予防住宅改修費			2,580	0	2,580		
道支出金	道負担金	介護給付費負担金現年度分	171,670	△ 11,947	159,723	介護予防サービス計画給付費		5,050	△ 757	4,293		
	道補助金	財政安定化基金交付金	0	0	0	小 計		33,803	△ 10,052	23,751		
		地域支援事業(総合事業)	5,300	△ 110	5,190	審査支払手数料		826	0	826		
		地域支援事業(包括支援)	7,216	△ 196	7,020	高額介護サービス費		32,614	△ 4,293	28,321		
合 計		184,186	△ 12,253	171,933	高額医療合算介護サービス費		6,250	△ 1,300	4,950			
交付金	支払基金交付金	介護給付費交付金 現年度分	321,501	△ 22,311	299,190	特定入所者介護サービス費		51,128	△ 9,157	41,971		
		介護給付費交付金 過年度分	0	0	0	合 計		1,190,744	△ 82,634	1,108,110		
		地域支援事業支援交付金 現年度分	11,449	△ 238	11,211	地域支援事業費	介護予防・日常生活支援総合事業		42,711	△ 885	41,826	
		地域支援事業支援交付金 過年度分	0	0	0		包括的支援推進事業費		42,324	△ 1,020	41,304	
	合 計		332,950	△ 22,549	310,401		小 計		85,035	△ 1,905	83,130	
繰入金	一般会計繰入金	介護給付費繰入金	148,843	△ 8,485	140,358		介護給付費準備基金積立金		35,917	20	35,937	
		事務費繰入金	14,172	0	14,172	繰出金		1,909	0	1,909		
		低所得者保険料軽減繰入金	17,870	0	17,870	その他支出		510	0	510		
		地域支援事業繰入金(総合事業)	5,300	△ 110	5,190	負担金・補助金償還金		42,159	0	42,159		
		地域支援事業繰入金(包括支援)	7,216	△ 196	7,020	小 計		80,495	20	80,515		
		小 計	193,401	△ 8,791	184,610							
	介護給付費準備基金繰入金	20,049	△ 19,919	130								
	合 計		213,450	△ 28,710	184,740							
繰 越 金		78,046	0	78,046								
その他の収入		5,196	20	5,216								
歳 入 合 計		1,370,804	△ 84,519	1,286,285	歳 出 合 計		1,370,804	△ 84,519	1,286,285			

令和4年度 介護保険事業特別会計補正予算説明資料（歳入）

介護保険事業勘定

[単位：千円]

款	項	目	補 正 額	説 明
1 介護保険料	1 介護保険料	1 第1号被保険者介護保険料	4,837	現年度分特別徴収追加 1,035 現年度分普通徴収追加 3,802
3 国庫支出金	1 国庫負担金	1 介護給付費負担金	△ 14,909	介護給付費負担金（現年度分）更正 △ 14,909
	2 国庫補助金	1 調整交付金	△ 11,176	普通調整交付金更正 △ 11,206 ・介護給付費分更正 △ 11,151 ・介護予防・日常生活支援総合事業分更正 △ 55 特別調整交付金追加 30
		2 地域支援事業交付金	△ 569	地域支援事業交付金（現年度分）更正 △ 569 ・介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防分）更正 △ 177 ・包括の支援事業更正 △ 392
		4 保険者機能強化推進交付金	381	保険者機能強化推進交付金追加 381
		5 介護保険保険者努力支援交付金	409	介護保険保険者努力支援交付金追加 409
4 支払基金交付金	1 支払基金交付金	1 介護給付費交付金	△ 22,311	介護給付費交付金更正 △ 22,311
		2 地域支援事業支援交付金	△ 238	地域支援事業支援交付金更正 △ 238 ・介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防分）更正 △ 238
5 道支出金	1 道負担金	1 介護給付費負担金	△ 11,947	介護給付費負担金更正 △ 11,947
		2 地域支援事業交付金	△ 306	地域支援事業交付金（現年度分）更正 △ 306 ・介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防分）更正 △ 110 ・包括の支援事業更正 △ 196
6 財産収入	1 財産運用収入	1 利子及び配当金	20	利子及び配当金追加 20 ・介護給付費準備基金利子追加 20
7 繰入金	1 繰入金	1 繰入金	△ 28,710	一般会計繰入金 △ 8,791 ・介護給付費繰入金更正 △ 8,485 ・介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防分）更正 △ 110 ・包括の支援事業分更正 △ 196 基金繰入金 △ 19,919 ・介護給付費準備基金更正 △ 19,919
計			△ 84,519	

令和４年度 介護保険事業特別会計補正予算説明資料（歳出）

介護保険事業勘定

[単位：千円]

款	項	目	補正額	説明	財 源 内 訳			
					国道支出金	道支出金	その他	一般財源
2 保険給付費	1 介護サービス等諸費	1 居宅介護サービス等給付費	△ 12,506	居宅介護サービス給付費追加 △ 12,506	△ 4,078	△ 1,563	△ 6,050	△ 815
		2 地域密着型介護サービス給付費	△ 10,594	地域密着型介護サービス費更正 △ 10,594	△ 5,258	△ 1,324	△ 10,725	6,713
		3 施設介護サービス給付費	△ 32,349	施設介護サービス給付費更正 △ 32,349	△ 8,882	△ 5,661	△ 15,491	△ 2,315
		6 居宅介護サービス計画給付費	△ 2,383	居宅介護サービス計画給付費追加 △ 2,383	△ 765	△ 298	△ 1,115	△ 205
	2 介護予防サービス等諸費	1 介護予防サービス給付費	△ 5,632	介護予防サービス給付費更正 △ 5,632	△ 1,544	△ 704	△ 1,815	△ 1,569
		2 地域密着型介護予防サービス費	△ 3,663	地域密着型介護予防サービス費更正 △ 3,663	△ 983	△ 458	△ 1,111	△ 1,111
		5 介護予防サービス計画給付費	△ 757	介護予防サービス計画給付費更正 △ 757	△ 221	△ 94	△ 288	△ 154
2 保険給付費	4 高額介護サービス費	1 高額介護サービス費	△ 4,293	高額介護サービス費更正 △ 4,293	△ 1,281	△ 537	△ 1,705	△ 770
	5 高額医療合算介護サービス等費	1 高額医療合算介護サービス費	△ 1,300	高額医療合算介護サービス費更正 △ 1,300	△ 368	△ 162	△ 455	△ 315
	6 特定入所者介護サービス等費	1 特定入所者介護サービス費	△ 9,157	特定入所者介護サービス費更正 △ 9,157	△ 2,632	△ 1,144	△ 3,329	△ 2,052
3 地域支援事業費	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	2 一般介護予防事業費	△ 885	介護予防・生活支援サービス事業 △ 885 ・ 健幸ポイント発行手数料更正 △ 542 ・ 地域リハビリ活動支援委託料更正 △ 343	149	△ 110	△ 238	△ 686
3 地域支援事業費	2 包括的支援事業費	1 包括的支援推進事業費	△ 1,020	包括的支援推進事業費 △ 1,020 〔 ・ 食の自立支援業務委託料更正 △ 582 ・ 緊急通報システム受診業務等委託料更正 △ 288 ・ グループホーム家賃等助成金更正 △ 150 〕	△ 392	△ 196	0	△ 432
4 積立金	1 積立金	1 積立金	20	基金積立事業費 20 ・ 介護給付費準備基金利子追加 20	0	0	20	0
計			△ 84,519		△ 26,255	△ 12,251	△ 42,302	△ 3,711

令和4年度 後期高齢者医療特別会計 3月補正予算総括表

資料10

(単位:千円)

歳 入						歳 出						
科 目			補正前予算額	補正後予算額	比較	備考	科 目		補正前予算額	補正後予算額	比較	備考
後期高齢者 医療保険料	現 年 分	特 徴	79,904	80,366	462		総 務 費	総 務 管 理 費	5,564	5,454	△ 110	
		普 徴	52,737	57,588	4,851			徴 収 費	319	319	0	
	滞 繰 分	普 徴	1	49	48		広域連合 納 付 金	広 域 連 合 納 付 金	183,918	185,980	2,062	
	小 計		132,642	138,003	5,361		諸 支 出 金	償還金及び還付加算金	500	500	0	
手 数 料	督 促 手 数 料		8	8	0							
国庫支出金	国 庫 支 出 金		0	0	0							
広域連合 支出金	広 域 連 合 交 付 金 (受 診 率 向 上)		500	500	0							
	広 域 連 合 交 付 金 (特 別 調 整 交 付 金)		839	839	0							
繰入金	一般会計繰入金(事務費)		6,730	6,620	△ 110							
	一般会計繰入金(基盤安定)		46,553	43,254	△ 3,299							
	小 計		53,283	49,874	△ 3,409							
繰越金	繰 越 金		170	170	0							
諸収入	延 滞 金		1	1	0							
	保 険 料 還 付 金		500	500	0							
	受 託 事 業 収 入		2,356	2,356	0							
	滞 納 処 分 費		1	1	0							
	雑 収 入		1	1	0							
	小 計		2,859	2,859	0							
合 計			190,301	192,253	1,952							

令和4年度 後期高齢者医療特別会計 補正予算 説明資料

(歳入)

[単位：千円]

款	項	目	補 正 額	説 明
1 後期高齢者医療保険料	1 後期高齢者医療保険料	1 特別徴収保険料	462	・ 現年度分保険料追加 462
		2 普通徴収保険料	4,899	・ 現年度分保険料追加 4,851 ・ 滞納繰越分保険料追加 48
4 繰入金	1 一般会計繰入金	1 一般会計繰入金	△ 3,409	・ 事務費繰入金更正 △ 110 ・ 保険基盤安定繰入金更正 △ 3,299
計			1,952	

(歳出)

[単位：千円]

款	項	目	補 正 額	説 明	財 源 内 訳			
					国庫支出金	道支出金	そ の 他	一般財源
1 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	△ 110	・ 職員旅費更正 △ 110				△ 110
2 後期高齢者医療広域連合納付金	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,062	・ 保険料納付金追加 5,361				5,361
				・ 基盤安定負担金更正 △ 3,299				△ 3,299
計			1,952				0	5,251

繰越明許費補正

資料11

【追加】

(単位:千円)

款	項	事業名	金額	備考
2 総務費	1 総務管理費	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	1,721	
3 民生費	1 社会福祉費	認知症高齢者支援事業 〔低公害車（福祉車両）購入事業 3,386〕	3,386	
4 衛生費	1 保健衛生費	母子保健対策事業 〔低公害車（訪問等）購入事業 3,521〕	3,521	
10 教育費	5 保健体育費	学校給食配送事業 〔低公害車（食材運搬等）購入事業 4,026〕	4,026	

債務負担行為補正

資料12

【追加】

(単位:千円)

事 項	期 間	限度額	備 考
斜 里 町 地 域 公 共 交 通 活 性 化 協 議 会 (市 街 地 巡 回 バ ス 運 行 事 業) 負 担 事 業	令和5年度	5,994	

斜里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

1 条例改正の理由

令和 5 年 4 月 1 日から出産育児一時金の総額が 42 万円から 50 万円に引き上げられることに
対応する。

2 改正する条例

斜里町国民健康保険条例（昭和 34 年条例第 5 号）

3 主な改正内容

出産育児一時金に係る規定の改正

- ・変更前（令和 5 年 3 月まで） 40.8 万円＋産科医療保障制度掛金 1.2 万円 合計 42 万円
- ・変更後（令和 5 年 4 月以降） 48.8 万円＋産科医療保障制度掛金 1.2 万円 合計 50 万円

4 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

議案第 88 号

斜里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

このことについて、下記のとおり改正する。

令和 5 年 3 月 8 日提出

斜里町長 馬 場 隆

記

斜里町国民健康保険条例の一部を改正する条例

斜里町国民健康保険条例（昭和 34 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中、「40.8 万円」を「48.8 万円」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

斜里町国民健康保険条例新旧対照表

改正前	改正後
(出産育児一時金) 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40.8万円</u>を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。 2 省略	(出産育児一時金) 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>48.8万円</u>を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに3万円を上限として加算するものとする。 2 省略 附 則 <u>この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u>

令和５年度 主な投資的事業一覧表

資料１４

【まち・ひと・しごと創生総合戦略事業】

(単位：千円)

款項目	事業費名	事業の目的・概要	新・継区分		予算額	財源内訳					備考
			新	継		国庫支出金	道支出金	町債	その他	一般財源	
2款1項 14. まち・ひと・しごと創生総合戦略事業費	住み続けたいまちづくりを目指す地域創造戦略事業費	地域公共交通活性化事業 [住民生活に必要な公共交通の確保について「斜里町地域公共交通活性化協議会」にて協議・検討しながら公共交通事業を実施するために必要な経費を負担する。]		○	16,180					16,180	

【総務費】

(単位：千円)

款項目	事業費名	事業の目的・概要	新・継区分		予算額	財源内訳					備考
			新	継		国庫支出金	道支出金	町債	その他	一般財源	
16. 住民活動推進費	住民交通機関助成事業費	不採算バス路線維持確保助成事業 [斜里網走間のバス路線維持に要する費用について助成を行う。また、ウトロから斜里高校通学者に係るバス路線維持に要する費用について助成を行う。]		○	11,584					11,584	
		JR釧網本線維持活性化沿線協議会負担事業 [JR釧網本線維持活性化沿線協議会の構成自治体における負担金。]		○	324					324	
	協働によるまちづくり推進事業費	協働によるまちづくり推進事業 [町民との協働によるまちづくりを推進するため、地域コミュニティ活動の中心となる自治会及び自治会連合会が実施するハード事業及びソフト事業に対して助成を行う。]		○	3,000					3,000	

款項目	事業費名	事業の目的・概要	新・継区分		予算額	財源内訳					備考
			新	継		国庫支出金	道支出金	町債	その他	一般財源	
18. 街灯施設費	公設街路灯等 LED化事業費	公設街路灯等LED化事業 [低炭素化社会の実現と財政負担の軽減を図るため、平成28年度に実施した公設街路灯LED化に伴うリース事業の経費。 ・リース期間：平成28年度～令和8年度]		○	11,781					11,781	
2款3項 1. 戸籍住民登録費	戸籍住民登録 一般事業費	個人番号カード交付推進事業 [安心安全で利便性の高いデジタル社会の実現と公平で効率的な行政運営を目指し、その基盤となるマイナンバーカードの更なる普及促進を図るため交付体制を維持する。]		○	2,500	2,500					

地域公共交通活性化事業

1. 事業目的

地域内の住民生活に必要なバス及びハイヤー等の交通手段の安定的な確保に取り組み、地域内の公共交通の安定した効率的な利用を進めることとして「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、事業者及び利用者のほか、関係機関で構成する「斜里町地域公共交通活性化協議会」において検討、協議を進めることにより事業の推進を図る。

2. 事業内容

- (1) 路線バス利用料金助成事業(ウトロ～斜里市街地)
- (2) ハイヤー利用料金助成事業(郡部～斜里市街地 及び ウトロ地域内)
- (3) 市街地巡回バス運行事業(斜里市街地)

※(1)～(2)の助成対象は70歳以上で免許証を所持していない対象地域の町民に対して、配布枚数は4枚/月、年間では48枚とし、追加申請により24枚を追加して最大72枚とする。

※冬期間の交通安全の確保のため、12月から3月までの4か月間は、運転免許証を所持している70歳以上の町民も対象とする。

なお、この場合も配布枚数は4枚/月とする。

3. 事業費

区 分	事 業 費	備 考
事 務 費	10 千円	職員旅費
負 担 金	16,170 千円	斜里町地域公共交通活性化協議会負担金 主な内容 ・事業費(委員報酬及び費用弁償含む) 731 千円 ・市街地巡回バス運行事業費 5,994 千円 ・路線バス及びハイヤー利用料金助成事業費等 9,445 千円
合 計	16,180 千円	

協働によるまちづくり推進事業

1. 事業目的

自治会役員・会員の高齢化や担い手不足などが進み、地域課題の解決がより困難となる中、地域の自治活動を持続的に進めるためには、自治会及び連合会が活動しやすくなるような環境を整える必要がある。このため、既存の自治会支援制度(自治会活動振興事業)を「協働によるまちづくり推進事業」へ統合し、自治会活性化のためのハード事業及びソフト事業を総合的に行うことができる事業として制度を見直し拡充を図る。

2. 事業内容

区 分		補助率	限度額	助成回数	事業内容
ハード事業	自治会活動振興事業	1/2	250 千円	単年度毎	・環境整備及び施設の軽微な補修に要する経費
ソフト事業	交流拡大事業	1/2	200 千円	単年度毎	・子どもから高齢者までが交流するために実施する事業 ・美化活動、学術、芸術、スポーツ交流など
	特定重点事業	10/10	300 千円	交付年数：3 年	・防災減災に係る活動、健康づくりに係る活動 ・地域づくりの担い手となる人材育成や自治会組織の機能強化を図るなど、地域力向上に係る活動
	フォローアップ事業	1/2	200 千円	単年度毎	・特定重点事業に係る補助金を既に 3 年間受けた自治団体で、交付対象となる事業を継続するもの（その活動が他の模範になること）
旧制度事業継続分		—	—	—	・交流拡大事業（ふれあい交流）1 件：200 千円

※同一のソフト事業に 2 以上の自治会で申請する場合、1 自治会増えるごとに 50 千円を上限額に加算する。

3. 事業期間 令和 5 年度 ～ 令和 6 年度(時限制により見直し)

4. 事業費 3,000 千円(①ハード事業：1,000 千円 ②ソフト事業：1,800 千円 ③旧制度事業継続分：200 千円)

令和5年度 主な投資的事業一覧表

資料15

【まち・ひと・しごと創生総合戦略事業】

(単位：千円)

款項目	事業費名	事業の目的・概要	新・継区分		予算額	財源内訳					備考
			新	継		国庫支出金	道支出金	町債	その他	一般財源	
2款1項 14. まち・ひと・しごと創生総合戦略事業費	結婚・子育て地域創造戦略事業費	介護従事者マンパワー確保事業 [介護・障がい福祉職場のマンパワー確保のため、キャリアアップの支援、技術の向上、離職防止、介護のイメージアップを総合的に推進する。]		○	3,035				1,188 介護職員 初任者研修 受講料	1,847	

【民生費】

(単位：千円)

款項目	事業費名	事業の目的・概要	新・継区分		予算額	財源内訳					備考
			新	継		国庫支出金	道支出金	町債	その他	一般財源	
3款1項 1. 社会福祉管理費	福祉団体活動推進事業費	宅食トコっと便事業 [18歳未満の子どもがいる世帯や生活困窮世帯等のうち、家計が苦しいと感じる家庭に対し、食材を無料で提供する。食材は「いただきもの」を基本とし、不足分は購入して賄う。事業は社協が行い、係る経費を助成する。]	○		500					500	
2. 心身障害者及び母子特別対策費	障害者地域生活支援事業費	基幹相談支援センター運営事業 [障がい児者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を提供するための「基幹相談支援センター」を斜網地域自治体（1市4町）を整備区域として共同設置した。法人へ委託を行い、経費は1市4町で負担する。]		○	3,713	928	649			2,136	
		障がい講演会事業 [障がいのある人もない人も、ともにこの斜里町で暮らし、お互いにできることを考えるきっかけづくりの場として、障がいの理解を広めるため講演会及び相談会を開催する。]		○	404	101	71			232	
4. 総合保健福祉センター費	総合保健福祉センター管理運営事業費	総合保健福祉センター改修事業 [施設機能長寿命化のため、施設・設備の改修・更新を行う。 ・電話交換設備更新工事、玄関ポーチ塗装、ロードヒーティング不凍液交換]		○	3,623					3,623	

款項目	事業費名	事業の目的・概要	新・継区分		予算額	財源内訳					備考
			新	継		国庫支出金	道支出金	町債	その他	一般財源	
5. 老人福祉費	高齢者福祉推進事業費	地域交流敬老事業 自治会内の高齢者の長寿を祝うとともに地域における世代間の交流を目的とした地域交流敬老事業等を実施する場合に、75歳以上となる方を対象としてその経費を助成する。 ただし、令和元年度の対象者については経過措置として引き続き対象とし、令和5年度は74歳以上を対象、令和6年度に75歳になるまで段階的に引上げとなる。		○	6,823					6,823	
3款1項 5. 老人福祉費	デイサービス運営支援事業費	ウトロデイサービス事業運営費助成事業 ウトロ地区の高齢者福祉サービスの確保のため、ウトロデイサービス事業の収支不均衡分について、事業者責任において補えない分を補助する。		○	9,921			7,000 過疎対策事業債		2,921	
	地域おこし協力隊事業費	地域おこし協力隊事業（特別養護老人ホーム分） 介護従事者マンパワー計画に基づき「移住希望者を対象にした新たな働き方の提供」の一環として、斜里福祉会の就労を中心とした介護支援を担う地域おこし協力隊の受け入れを行う（2名）。		○	9,201					9,201	
6. 在宅福祉推進費	包括的相談支援体制整備事業費	重層的支援体制整備事業への移行準備事業 8050世帯や介護と子育てのダブルケア、引きこもりなど地域住民の抱える福祉的な課題は複雑化・複合化してきている。地域共生社会の実現に向けて、地域の幅広い支援関係機関との連携のもと、対象者の属性を問わず一体的に実施する包括的な支援体制を整備する。		○	14,601	10,950				3,651	
	地域おこし協力隊事業費	地域おこし協力隊事業（コミュニティデザイン事業分） 重層的支援体制整備事業における「顕在化されていない地域活動」や「地域の困りごと」を発掘し、「地域活動の見える化」や「人と地域がつながる場づくり」を行う（2名）。	○		9,594					9,594	

介護従事者マンパワー確保事業

1. 背景

福祉職場の人材不足に伴う介護従事者の疲弊、離職や他職種への転職など様々な要因により、町内の介護事業所での利用者受入れ制限が繰り返し発生している状況となっており、介護従事者の人材確保は引き続いた課題となっている。また、在宅での介護に限界がある現状から、町外施設系サービスの利用者は増加傾向にあり、人口流出にもつながっている。

地域共生社会の実現に向けて、福祉職場の深刻な人材不足を改善するため、引き続き福祉職場のマンパワー向上と町民の在宅介護力の向上を図る必要がある。

2. 概要・目的

高齢者介護サービス事業所連絡協議会を中心に推進している「介護従事者マンパワー確保事業」を継続実施することにより、福祉職場のマンパワー確保のためのキャリアアップ支援、人材確保、技術向上、離職防止、イメージアップ、在宅福祉力の向上を総合的に推進するとともに、第8期介護保険事業計画におけるマンパワー確保を推進する。

3. 事業内容

区 分	内 容	事業費
(1)町 内 人 材 育 成 事 業	町内で介護系基礎講座を受講できる機会を確保するため、介護職員初任者研修を開催する。 ① 介護職員初任者研修の開催	委託料 1,188 千円
(2)介 護 職 員 離職軽減事業	高齢者介護事業所等が行う人材確保及び育成対策に助成金を交付するとともに、現場で必要な技能や理念を学ぶ研修を開催する。 ① 資格取得等(受講費用等)②従事者向け研修会	事業所等助成 1,618 千円 協議会助成 109 千円
(3)介 護 ・ 福 祉 人材確保事業	協議会による町内外からの人材確保の取組に対して助成金を交付し支援する。 ①高校生初任者研修助成	協議会助成 120 千円
合 計	(内訳) 一般財源 1,847 千円 雑入 1,188 千円	計 3,035 千円

宅食トコっと便事業

1. 事業の背景

高齢化や核家族化が進み、家族の多様化や近隣住民とのコミュニケーションの希薄化などから、社会から孤立する方が増えてきている。誰にも看取られることなく一人で亡くなる方や、誰にも相談できずに子育てに苦しむ家庭、地縁がない、経済的に苦しい、そういった悩みを気軽に相談できる相手もない等、町民が抱える困難は様々ある。孤立死や虐待死の事例の半数は「支援制度の利用なし」となっている(厚労省調べ)。

2. 事業概要

支援が必要であるにも関わらず、受援力がないために支援につながらない方に対し積極的に働きかけ、情報や支援を届けることを目的に、外からは見えない「つらい」を発見するため、食品配送を「入口支援」と位置づけ、それぞれの困りごとを見つけた時には個別支援につなげて対応をすすめる。地域に詳しい方々にも協力を仰ぎ、今までの「待ちの福祉」を「届ける福祉」に変え、町民ひとり一人の不安がひとつでもなくなるような支援を目指す。

- ・「生活が大変・・・」と感じている家庭に、定期的に無料で食材を届ける(月あたり世帯の約 10 食分)。
- ・対象世帯は、18 歳未満の子どもがいる世帯、生活困窮世帯、地域の方からみて見守りが必要だと思われる世帯。
- ・食材は個人や企業などから無償提供していただき、賄えない物資は購入する。
- ・基本的なコンセプトは「とにかく気軽に利用して欲しい」「たくさんあるから(ちょこつとしかないときもあるけど)どうぞ！」
- ・事業は社会福祉協議会が主体となり、町は社会福祉協議会に事業運営助成金を支出。



3. スケジュール

令和 5 年 4 月 実施団体及び協力団体と協議・準備
令和 5 年 5 月 支援者・企業と協議、一般周知開始
令和 5 年 6 月 宅食トコっと便事業 開始

4. 事業費

3款)民生費 1項)社会福祉費 1目)社会福祉管理費 福祉団体活動推進事業費 18 節・宅食トコっと便事業助成金 500 千円

費 用	金 額	内 訳
初期投資費用	50,000 円	宅配用買い物かご 30 ケ／ビニール袋等消耗品
食材費	450,000 円	30 世帯分(1 か月 1 世帯あたり 1,500 円)×10 か月 無償提供が難しそうな食材購入費(米／肉／パン／缶詰 等)

障害者総合支援法 介護給付費及び地域生活支援事業の概要(1/2)

1. 障害者介護給付費・訓練等給付費

(単位:千円)

事業項目		事業概要	対象者	事業主体	事業費	国庫負担金	道負担金	一般財源	備考
施設	身体・知的障害者施設介護給付費	身体、知的障がい者更生・療護施設入所者に入浴や排泄、食事の介護等を提供する。 入所者 29 名	身体・知的	町	49,487	24,744	12,372	12,371	
	小 計				49,487	24,744	12,372	12,371	
居宅	居宅介護給付	居宅で生活する障がい者に入浴や排泄、食事の介護、洗濯などを提供する。 居宅生活者 11 名	障がい者	町	6,935	3,467	1,733	1,735	
	生活介護給付	地域や入所施設で生活する常時介護が必要な障害者に、日中の生活のため排泄、入浴、食事の介護、創作活動、生産活動の場を提供する。 給付利用者 45 名	障がい者	町	111,090	55,545	27,773	27,772	
	療養介護給付	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。 療養介護利用者 3 名	障がい者	町	10,196	5,098	2,549	2,549	
	共同生活援助	地域で共同生活を営む人に相談や日常生活上の援助を行う。 共同生活者 32 名	知的・精神	町	63,723	31,861	15,931	15,931	
	就労継続支援	通常の事業所で働くことが困難な人に就労の機会の提供を行う。 就労継続支援 50 名	障がい者	町	71,337	35,669	17,834	17,834	
	就労移行支援	就労を希望する障害のある方に対して、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練や、就労に関する相談や支援を行う。 就労移行支援 1 名	障がい者	町	500	250	125	125	
	小 計				263,781	131,890	65,945	65,946	
合 計					313,268	156,634	78,317	78,317	

障害者総合支援法 介護給付費及び地域生活支援事業の概要(2/2)

2. 地域生活支援事業

(単位:千円)

事業項目	事業概要	対象者	事業主体	事業費	国庫補助	道補助	一般財源	備考
理解促進研修啓発事業	障がいを持つ方に対する理解を深めるための研修・啓発事業として、有識者を招聘し、講演会を行う。 1 回	障がい者(児)及び町民向け	町	404	101	71	232	
コミュニケーション支援事業	ろうあ者に手話通訳等を派遣し、意思疎通の円滑化を図る。 1 件	聴覚障害	町(委託)	208	52	36	120	
基幹相談支援センター運営事業	基幹相談支援センターを1市4町の共同で設置し、住み慣れた地域で暮らせるよう支援する。 5 件/月	障がい者(児)	1市4町(共同設置委託)	3,713	928	649	2,136	
成年後見人制度法人後見支援事業	法人後見の活動を安定的に実施するため、専門相談員に要する経費を助成する。 1 件	知的・精神	町(助成)	3,597	899	628	2,070	
成年後見人制度利用支援事業	知的及び精神障がい者に後見人制度の利用を支援するため経費等を助成する。 1 件	知的・精神	町	200	50	35	115	
生活サポート支援事業	介護給付対象外の障がい者に対し、生活支援を行わなければ生活に支障をきたすおそれのある場合に支援を行う。 1 件	介護給付対象外障がい者	町	100	25	18	57	
日常生活用具給付事業	重度障がい者に対し日常生活用具を給付貸与し福祉の増進を図る。 30 件	重度障がい者(児)	町	3,400	850	595	1,955	
移動支援事業	屋外での移動困難障害者に外出支援を行い自立・社会参加を促す。 30 時間/月	障がい者(児)	町(事業者指定)	1,400	350	245	805	
日中一時支援事業	障がい者等の日中活動の場を確保し、家族の就労休息の支援を行う。 1 件/月	障がい者(児)	町(事業者指定)	270	67	48	155	
社会参加促進事業	社会福祉施設で行う日中活動の支援を行い、社会参加の促進を図る。 4 件	知的	町	384	96	67	221	
合 計				13,676	3,418	2,392	7,866	

高齢者生活支援事業、低所得者特別対策事業の概要

(単位:千円)

No.	事業項目	事業概要	対象者及び 事業主体		事業費等内訳	事業費	財 源 内 訳			新規 継続
							国道 補助	その他	一般 財源	
1	理美容サービス 事業	寝たきり等の理由で美容院や美容院に出向くことが困難な高齢者に、1人あたり年4回まで訪問による理美容サービスを提供する。	要介護 3・4・5	町 社協 委託	委託料 日当・費用弁償 1回3千円×年4回×14人 ×0.75 =126千円 事務費 32千円 合計 158千円	158	0	0	158	継続
2	移送サービス 事業	寝たきり等で車いすでなければ外出できない要介護者等に、医療機関受診等の送迎サービスを実施する。 業務は民間会社に委託する。 利用者の介護保険料所得段階により、第1段階20%、第2・3段階30%、第4・5段階50%を本人負担とする。 軽減対象回数は、町内・町外を問わず年間50回(片道を1回)とする。 ただし、町外は、年間24回(片道を1回)を限度とする。	要介護 3・4・5	町 社協 委託	委託料 964千円	964	0	289	675	継続
3	除雪サービス 事業	一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等に対し、生活路確保の除雪を行う。業務は高齢者勤労センターとA型事業所ワンステップに委託。	自立～ 要介護	町 勤労センター 及び民間 委託	委託料 537千円	537	0	0	537	継続
4	介護用品支給 事業(在宅)	寝たきりや認知症の高齢者を介護する家族に、紙おむつ・パンツ式おむつ・清拭タオル等の購入費を助成し、介護負担の金銭的軽減を図る。	常時失禁 が認めら れる者	町	助成金 4,950円/月 ×60人×12ヶ月 =3,564千円	3,564	0	0	3,564	継続

高齢者生活支援事業、低所得者特別対策事業の概要

(単位:千円)

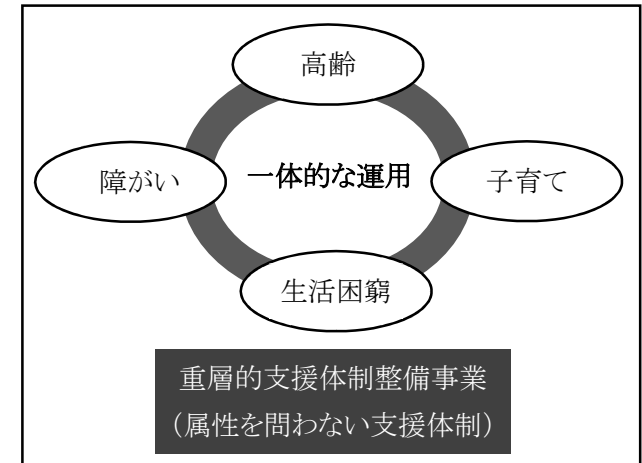
No.	事業項目	事業概要	対象者及び 事業主体		事業費等内訳	事業費	財 源 内 訳			新規 継続
							国道 補助	その他	一般 財源	
5	介護用品支給 事業（入院）	介護系施設以外の医療機関に3ヶ月以上入院し、 介護用品を使用している高齢者を介護している家 族に介護用品購入費を助成する。	要介護 3・4・5	町	助成金 4,950円/月 ×10人×12ヶ月 =594千円	594	0	0	594	継続
6	家族介護者 元気回復事業	6か月以上在宅で家族を介護している介護者に、 一時的に介護から離れて温泉交流等でリフレッ シュできるよう、町内温泉宿泊券を支給する。	要介護 3・4・5	町	扶助費 30,000円×12人 =360千円	360	0	0	360	継続
7	介護保険 低所得利用者 負担金軽減 助成事業	介護保険制度の施行に伴う、利用者負担が困難 な低所得者に対し、利用負担金を助成して負担 の軽減を図る。 対象者は、訪問介護サービス・在宅介護サービ ス・特別養護老人ホームの旧措置者以外の介護 施設を利用している方で、町民税非課税世帯か つ負担能力のある親族等の税法上の扶養控除対 象者になっていないことを要件とし、一律25%助 成する。	要支援 要介護	町	助成金 在宅 施設 計 3,816千円 3,384千円 7,200千円	7,200	0	0	7,200	継続
8	社会福祉 法人等 利用者負担 軽減事業	社会福祉法人の実施する介護サービス利用者負 担額軽減事業について助成する（障害者ホーム ヘルプサービス利用者支援措置事業含む）。	社会福祉協議会 斜里福祉会		助成金 1,500千円	1,500	1,125	0	375	継続
合 計						14,877	1,125	289	13,463	

重層的支援体制整備事業への移行準備事業

1. 事業概要

地域共生社会の実現に向けて、複雑化・複合化した課題に対する断らない包括的な支援体制を整備するため、Ⅰ相談支援(断らない相談支援体制)、Ⅱ参加支援(社会とのつながりや参加の支援)、Ⅲ地域づくりに向けた支援を、地域の幅広い支援関係機関との連携のもと、対象者の属性を問わず一体的に実施する重層的支援体制を構築する。なお、令和7年度に重層的支援体制整備事業へ移行することを目指し、令和4年度から令和6年度までの3年間は移行準備事業として実施する。

令和5年度は地域へのアウトリーチを推進し、支援が届いていない人への情報発信及び、支援が必要な人を支える地域づくりに重点的に取り組んでいく。



2. 事業内容及び事業費

事業名	内 容	事業費	備 考		
(1) 多機関協働事業	相談支援包括化推進員の配置 多機関情報連携体制の整備	8,465 千円	保健師人件費、研修旅費、使用料、備品購入費、通信運搬費		
(2) 庁内外連携体制構築事業	研修会の開催	650 千円	講師謝礼、講師旅費、需用費		
(3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	地域活動と地域課題の掘り起こし 地域活動の見える化・情報発信 プラットフォームの構築	5,486 千円	業務委託料		
			内 訳	地域活動の見える化	2,445 千円
				プラットフォームの構築	1,528 千円
				WEB サイト開設・運営	770 千円
				人材育成研修旅費	743 千円

※地域おこし協力隊 2 名を確保し、コミュニティデザインによる地域活動の見える化に取り組む

3. 予算

14, 601千円(国庫補助金 10, 950千円 一般財源 3, 651千円)

令和5年度 主な投資的事業一覧表

資料16

【まち・ひと・しごと創生総合戦略事業】

(単位：千円)

款項目	事業費名	事業の目的・概要	新・継区分		予算額	財源内訳					備考
			新	継		国庫支出金	道支出金	町債	その他	一般財源	
2款1項 14. まち・ひと・しごと創生総合戦略事業費	結婚・子育て地域創造戦略事業費	不妊治療助成事業 [少子化対策として、不妊治療を受けている方の経済的負担軽減を図るため、不妊治療費の一部を助成する。]		○	200					200	
		妊産婦安心出産支援事業 [分娩可能な産科医療機関までの距離が遠い妊産婦の妊産婦健康診査、出産にかかる交通費の経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠、出産できるよう支援する。]		○	1,552		400			1,152	

【衛生費】

(単位：千円)

款項目	事業費名	事業の目的・概要	新・継区分		予算額	財源内訳					備考
			新	継		国庫支出金	道支出金	町債	その他	一般財源	
4款1項 3. 保健対策推進事業費	成人保健事業費	健康意識向上事業 [18歳から65歳未満の町民が健康づくりに興味を持ち、継続して健康行動（ウォーキング）に向かう動機づけとして健幸ポイント（行政ポイント）を付与し、町民の健康の保持・増進を図る。 また、禁煙治療費の一部を助成し、禁煙を推奨し、がんなどの生活習慣病の予防を図る。 ・総事業費5,490千円のうち2,702千円 残額2,788千円は介護会計（保険勘定）で計上]		○	2,702				1,809 介護会計繰入金 （保険者機能強化推進交付金） 1,659 健康づくり財団助成金 150	893	

款項目	事業費名		新・継区分		予算額	財源内訳					備考
			新	継		国庫支出金	道支出金	町債	その他	一般財源	
4. 予 防 費	感 染 症 予 防 費	風しん感染拡大予防対策事業 風しん抗体保有率の低い世代の男性に対して、抗体検査と予防接種の費用を助成することにより、風しん感染拡大を防ぎ、妊娠中に感染して生じる出生児の先天性風しん症候群を予防する。		○	581	224				357	
		HPV感染症定期予防接種事業 HPV感染症予防接種（HPVワクチン）が平成25年6月から積極的勧奨差し控えとなっていたが、令和4年4月に解除され、予防接種に基づく定期予防接種として個別勧奨を行いながら、予防接種を円滑に実施する。		○	5,385					5,385	
5. 母 子 保 健 対 策 費	出 産 ・ 子 育 て 応 援 事 業 費	出産・子育て応援事業 妊娠期から子育て期における相談に応じ様々なニーズに対応するための伴走型支援とこの時期の不安の原因として問題となる経済的支援を一体的に実施し、安心して出産・子育てができる環境を整備する。	○		10,734	6,886	1,924			1,924	

出産・子育て応援事業（出産・子育て応援交付金）

1. 目的

核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安を抱く妊婦・子育て家庭も少なくなく、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備が求められている。

こうした中で、国の妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業を支援する「出産・子育て応援交付金」を活用し令和4年度に引き続き給付を行う。

2. 内容

○相談支援

子育て世代包括支援センターを窓口にも、妊娠期（①母子手帳交付時②8 カ月前後）、出産後（③出生届出後）に面談を行い、相談機会を設けるとともに、必要な支援メニューを提案する。

○経済支援

妊娠届出時に妊婦 1 人あたり 5 万円・出生届出時に乳児 1 人あたり 5 万円を給付する。

※対象者：住民登録がある町民とする。

3. 事業費

10,734 千円

補助率(国 2/3、都道府県 1/6、市町村 1/6)

※令和4年度からの継続事業。

【事業費概要】

[歳入] (単位:千円)

科目	交付金名	予算額
補助金 衛生費補助金	出産・子育て応援交付金(国)	7,156
	出産・子育て応援交付金(道)	1,789
合 計		8,945

[歳出] (単位:千円)

科目	事業費	備考
給 料	1,842	会計年度任用職員給料
職員手当等	498	時間外勤務手当、期末手当
共済組合負担金等	526	共済組合、公務災害補償基金
職員旅費	50	研修旅費
消耗品費	24	用紙代、インク代等
通信運搬費	2	郵便料
手数料	86	振込料、折込料
補助金・交付金	7,400	妊娠届出 50,000 円×73 人 出産届出 50,000 円×43 人 出産届出 100,000 円×16 人
負担金	306	退職手当組合、福祉協会
合 計	10,734	

令和5年度 主な投資的事業一覧表

資料17

【まち・ひと・しごと創生総合戦略事業】

(単位：千円)

款項目	事業費名	事業の目的・概要	新・継区分		予算額	財源内訳					備考
			新	継		国庫支出金	道支出金	町債	その他	一般財源	
2款1項 14. まち・ひと・しごと創生総合戦略事業費	雇用創出・交流・ブランディング地域創造事業費	出産祝い事業 [子どもの出生を町ぐるみでお祝いし、子育てのスタートを支援する。 ・ミズナラ製名前入りスプーンのプレゼント ・ベビーカーの無償貸与（乳幼児期間、希望者のみ）]		○	5,620					5,620	
	結婚・子育て地域創造戦略事業費	保育士研修事業 [町内の保育園・保育所の保育士等に対し研修を行い、町の保育及び子育て支援の質の向上を図る。]		○	95					95	
		ウトロ地域子育て支援拡充事業 [ウトロ地域の18歳未満の全ての子どもを対象とした居場所づくり事業としてウトロ子どもセンター事業を実施する。]		○	2,782					2,782	
		子育て支援員研修受講補助事業 [子育て支援員研修を受講し、町の子育て関係施設で勤務をする意志のあるものに対し、受講に要した費用の一部を補助し町の子育て支援に関わる人材の育成を図る。]		○	150					150	
		保育士試験による資格取得支援事業 [試験により保育士資格を取得し町内の子育て関連施設で勤務したものに対し、資格取得に要した費用の一部を補助し町の子育て支援に関わる人材の育成を図る。]	○		300					300	

【民 生 費】

(単位：千円)

款項目	事業費名	事業の目的・概要	新・継区分		予算額	財 源 内 訳					備考
			新	継		国庫支出金	道支出金	町債	その他	一般財源	
3款2項 3. 常設保育園費	保育一般事業費	保育ＩＣＴ事業（常設保育園）（ふるさと応援基金活用事業） 常設保育園2園のＩＣＴ化を進める。 ・保育ＩＣＴシステムコードモン使用料832千円 ・検温アプリ使用料198千円 ・午睡センサーマット使用料（5台）145千円 ・体温計購入（9台）109千円 ・午睡センサーマット用充電器購入（1台）9千円	○		1,293	152			1,141 ふるさと 応援「いきいき」 基金		
4. へき地保育所費	へき地保育所管理運営事業費	保育ＩＣＴ事業（へき地保育所）（ふるさと応援基金活用事業） へき地保育所2か所のＩＣＴ化を進める。 ・保育ＩＣＴシステムコードモン使用料687千円 ・検温アプリ使用料198千円 ・インターネット使用料185千円 ・体温計購入（8台）97千円	○		1,167				1,167 ふるさと 応援「いきいき」 基金		
3款2項 6. 子ども・子育て支援対策費	子ども・子育て支援事業費	認定こども園第三子以降保育料助成事業 認定こども園を利用する児童で18歳未満で第3子以降である児童のうち、一定の所得基準に満たない場合に保育料を助成する。		○	636					636	
		認定こども園保育補助者雇上強化補助事業 民間の認定こども園が保育教諭の業務負担軽減を図るために雇用する保育補助者に係る費用の一部を補助する。		○	3,104	2,328				776	
	地域子ども・子育て支援事業費	ファミリー・サポート・センター事業 ファミリー・サポート・センター事業の周知・利用調整等、センター運営に係る業務を委託する。また、事業を利用する会員に対し利用料金の一部を助成し、子育て世帯の負担軽減を図る。 ・運営業務委託 1,679千円 ・利用料助成 394千円		○	2,073	333	333			1,407	

令和5年度 斜里町国民健康保険事業特別会計（総括表）

資料18

（単位：千円）

歳 入				備 考	歳 出				備 考			
科 目		本年度予算額	前年度予算額		比 較	科 目		本年度予算額		前年度予算額	比 較	
保 険 料	一 般 分	現年度 保険料	415,499	420,647	△ 5,148	総 務 費	一般管理費		9,961	11,134	△ 1,173	
		滞納繰越保険料	1,250	1,266	△ 16		賦課事業費		697	626	71	
		現年度後期高齢者支援金	132,429	132,567	△ 138		徴収事業費		1,706	1,169	537	
		滞納繰越後期高齢者支援金	424	426	△ 2		運営協議会費		208	234	△ 26	
		現年度介護納付金	53,661	55,229	△ 1,568		計		12,572	13,163	△ 591	
		滞納繰越介護納付金	146	151	△ 5							
計		603,409	610,286	△ 6,877	保 険 給 付 費	一 般 分	療養給付費		852,593	878,666	△ 26,073	
道 支 出 金	補 助 金	普通交付金	985,677	1,013,512			△ 27,835	療 養 費		5,451	6,784	△ 1,333
		特別交付金	31,219	45,200			△ 13,981	小 計		858,044	885,450	△ 27,406
		小 計	1,016,896	1,058,712			△ 41,816	高額療養費		115,509	116,537	△ 1,028
		財政安定化基金交付金	1	1			0	高額介護合算療養費		300	300	0
計		1,016,897	1,058,713	△ 41,816			移 送 費		200	200	0	
繰 入 金	繰 入 金	一般会計	90,133	86,324			3,809	小 計		116,009	117,037	△ 1,028
		基金繰入金	1,000	0			1,000	計		974,053	1,002,487	△ 28,434
		計	91,133	86,324		4,809	そ の 他	出産育児一時金		9,004	8,405	599
繰 越 金		1	1	0		葬 祭 費		720	720	0		
その他の収入		857	893	△ 36		小 計		9,724	9,125	599		
合 計		1,712,297	1,756,217	△ 43,920		審査支払手数料		2,100	2,100	0		
						計		985,877	1,013,712	△ 27,835		
						事 業 費 納 付 金	一般被保険者医療分		475,909	482,792	△ 6,883	
							一般被保険者後期支援金分		149,617	150,308	△ 691	
							介護納付金分		58,691	60,251	△ 1,560	
					計		684,217	693,351	△ 9,134			
					共同事業拠出金		1	1	0			
					財政安定化基金拠出金		1	1	0			
					特定健康診査等事業費		22,519	21,179	1,340			
					保健事業費		2,806	2,806	0			
					積 立 金		392	575	△ 183			
諸 支 出 金	諸 支 出 金	病院事業会計繰出金	1,911	9,428	△ 7,517	償 還 金		1,001	1,001	0		
		計	2,912	10,429	△ 7,517	予 備 費		1,000	1,000	0		
		歳 出 合 計		1,712,297	1,756,217	△ 43,920						

令和5年度 主な投資的事業一覧表

【国民健康保険事業特別会計】

(単位：千円)

款項目	事業費名	事業の目的・概要	新・継区分		予算額	財源内訳					備考
			新	継		国庫支出金	道支出金	町債	その他	一般財源	
1款2項 2. 徴収事業費	徴収事業費	国保料口座振替納付推進キャンペーン事業 [国保料の収納率の維持・向上と納付者の非対面での感染症予防及び納め忘れのない口座振替を推進するため、期間中に口座振替登録した者に抽選で景品を進呈するキャンペーンを実施する。]	○		797		797				
6款1項 1. 特定健康診査等事業費	特定健康診査等事業費	特定健診受診率向上のための行政ポイント事業 [町民の健康維持に向けて特定健康診査受診をすすめるため、行政ポイントの付与を200ポイントから1,000ポイントに拡大し、実質無料化を行い受診率の向上を図る。なお、財源は国民健康保険基金を活用する。]		○	1,255				1,255 基金繰入金 1,000 一般会計繰入金 255		

国保料口座振替納付推進キャンペーン事業

1. 事業目的

昨年度は、納税者の利便性向上と収納率の維持・向上のため、全ての税・料を対象に「口座振替納付推進キャンペーン事業」を実施した。

令和 5 年度課税分からは共通納税システムの拡大により、町税(町道民税、固定資産税、軽自動車税)のQRコード納付が開始されることで利便性の向上を図られるが、対象にならない国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の中で、期別の多い国民健康保険料においては、引き続き口座振替納付の勧奨が必要である。

今後、国民健康保険料の非対面での感染症予防とあわせて納め忘れのない口座振替を推進するために、今年度は「国保料口座振替納付推進キャンペーン」を実施する。

2. 事業内容

(1)概要 要:期間中、国民健康保険料の口座振替登録・振替を完了した者、もしくは全期前納に納付方法を変更した者から抽選 100 名に景品を進呈することで、口座振替及び全期前納を促す。
景品については町内消費を促すため、ポテト商品券とする。

(2)期間:令和 5 年 4 月 1 日～8 月 31 日まで

(3)対象:キャンペーン期間中、新たに国民健康保険料の口座振替を申し込み、または全期前納に納付方法を変更した、下記の要件を満たす者。
本キャンペーンは申し込み不要であり、口座振替の申し込みにより自動登録となる。
①町税等の未納がない者。
②期間中に町内在住で国民健康保険料の被保険者の資格がある者。
③期間中に申し込みをした口座振替納付が確認できた者。
※新たに国民健康保険料の口座振替を申し込むと同時に全期前納の申し込みをした者は 2 回分の抽選とする。

(4)景品内容:1 等 ポテト商品券 30,000 円分、2 等 ポテト商品券 10,000 円分 3 等 ポテト商品券 5,000 円分ほか

3. 事業費

797 千円 (景品代 445 千円、印刷製本費 265 千円、通信運搬費 37 千円、手数料 50 千円)

特定健診受診率向上のための行政ポイント事業

1. 事業目的

特定健診は日本人の死亡原因の6割を占める生活習慣病の予防を目的としており、40歳から74歳までの方を対象としている。斜里町国民健康保険における健診受診率は第1期斜里町保健事業実施計画（データヘルス計画）の目標値との乖離が生じている。

未受診状態が続くことにより、初期において自覚症状が乏しい生活習慣病が進行する懸念があるため、受診率向上対策の一環として健診受診に対して付与する行政ポイントを令和4年度より200ポイントから1,000ポイントに増やし、実質無料化することにより受診率を向上させ、健康状態の維持を図っている。

2. 事業内容

特定健診受診に対して1,000ポイントの行政ポイントを付与する。（実施期間は令和4年度から令和6年度の3年間を目途とする）
付与の対象は特定健診（人間ドック、脳ドックを含む）及びみなし健診（医療機関または被保険者からの検査結果提供）とする。
受診者の増加が見られるかを確認し、次年度の実施内容を検討する。

3. 事業費 1,255千円

歳入 5款1項1目繰入金 国民健康保険基金繰入金 1,000千円 一般会計繰入金 255千円

歳出 6款1項1目特定健康診査等事業費 報償費 1,000千円 手数料 255千円

報償費 1,000千円＝受診対象者約2,500人の40%

4. 特定健診受診率の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診率	33.8%	33.5%	33.6%	29.5%	25.8%	26.6%	－	－
目標値	32.0%	35.0%	38.0%	41.0%	44.0%	46.0%	48.0%	50.0%
全道平均	27.6%	28.1%	29.5%	28.9%	27.0%	27.9%	－	－

※国保加入者の国の目標値は60%

令和5年度 斜里町介護保険事業特別会計 保険事業勘定 当初予算書(総括表)

資料19
(単位:千円)

歳 入				備 考	歳 出				備 考			
科 目		当初予算額	前年度予算額		比 較	科 目		当初予算額		前年度予算額	比 較	
保 険 料	現年度分	特別徴収保険料	218,546	221,235	△ 2,689	総 務 費	総務管理費		11,082	7,179	3,903	
		普通徴収保険料	17,293	15,864	1,429		徴税費		558	533	25	
		小 計	235,839	237,099	△ 1,260		介護認定事務費		5,912	5,713	199	
	過年度分	普通徴収保険料	128	175	△ 47		運営協議会費		392	198	194	
	合 計		235,967	237,274	△ 1,307		小 計		17,944	13,623	4,321	
国庫支出金	国庫補助金	国庫負担金 国庫負担金現年度分	206,311	215,079	△ 8,768	保 険 給 付 費	介護サービス	居宅介護サービス等費給付費		147,679	159,834	△ 12,155
		普通調整交付金(介護給付費分)	69,795	74,703	△ 4,908			地域密着型介護サービス給付費		484,241	470,296	13,945
		普通調整交付金(総合事業分)	2,339	2,541	△ 202			施設介護サービス給付費		353,591	403,935	△ 50,344
		地域支援事業(総合事業)	7,585	8,092	△ 507			福祉用具購入費		1,749	1,749	0
		地域支援事業(包括支援)	15,305	18,612	△ 3,307			住宅改修費		2,132	2,132	0
		保険者機能強化推進交付金	2,290	1,909	381			居宅介護サービス計画給付費		26,521	28,177	△ 1,656
		保険者努力支援交付金	2,187	1,778	409			小 計		1,015,913	1,066,123	△ 50,210
		介護保険事業費補助金	1,395	0	1,395			介護予防サービス給付費		14,769	17,577	△ 2,808
	合 計		307,207	322,714	△ 15,507		地域密着型介護予防サービス費		7,826	7,271	555	
道支出金	道補助金	道負担金 介護給付費負担金現年度分	161,328	171,518	△ 10,190		介護予防福祉用具購入費		1,323	722	601	
		財政安定化基金交付金	0	0	0		介護予防住宅改修費		2,580	1,973	607	
		地域支援事業(総合事業)	4,740	5,057	△ 317		介護予防サービス計画給付費		5,211	5,050	161	
	地域支援事業(包括支援)	7,652	9,305	△ 1,653	小 計		31,709	32,593	△ 884			
合 計		173,720	185,880	△ 12,160	審査支払手数料		855	826	29			
交付金	支払基金交付金	介護給付費交付金 現年度分	305,424	321,174	△ 15,750		高額介護サービス費		30,238	32,614	△ 2,376	
		地域支援事業支援交付金 現年度分	10,239	10,924	△ 685		高額医療合算介護サービス費		5,351	6,250	△ 899	
		地域支援事業支援交付金 過年度分	0	0	0		特定入所者介護サービス費		47,133	51,128	△ 3,995	
	合 計		315,663	332,098	△ 16,435	合 計		1,131,199	1,189,534	△ 58,335		
繰入金	一般会計繰入金	介護給付費繰入金	141,400	148,692	△ 7,292	地 域 支 援 事 業 費	介護予防・日常生活支援総合事業		39,680	40,769	△ 1,089	
		事務費繰入金	16,529	13,603	2,926		包括的支援推進事業費		42,917	53,184	△ 10,267	
		低所得者保険料軽減繰入金	18,179	17,870	309		小 計		82,597	93,953	△ 11,356	
		地域支援事業繰入金(総合事業)	4,740	5,057	△ 317		介護給付費準備基金積立金		21	31	△ 10	
		地域支援事業繰入金(包括支援)	7,652	9,305	△ 1,653		繰出金		2,290	1,909	381	
		小 計	188,500	194,527	△ 6,027		その他支出		310	310	0	
		介護給付費準備基金繰入金	8,344	21,670	△ 13,326		小 計		2,621	2,250	371	
	合 計	196,844	216,197	△ 19,353								
繰 越 金		1	1	0								
その他の収入		4,959	5,196	△ 237								
歳 入 合 計			1,234,361	1,299,360	△ 64,999	歳 出 合 計			1,234,361	1,299,360	△ 64,999	

令和5年度 主な投資的事業一覧表

【介護保険事業特別会計】

(単位：千円)

款項目	事業費名	事業の目的・概要	新・継区分		予算額	財源内訳					備考
			新	継		国庫支出金	道支出金	町債	その他	一般財源	
3款1項 2. 一般介護 予防事業費	一般介護 予防事業費	健康意識向上事業 高齢者が健康づくりに興味を持ち、継続して健康行動 (いきいき百歳体操、ウォーキングの継続) に向かう 動機づけとして健幸ポイント(行政ポイント)を付与 し、町民の健康の保持・増進を図る。 ・総事業費5,490千円のうち2,788千円計上 残額2,702千円は一般会計で計上		○	2,788	729	348		752 支払基金	959	

令和5年度 斜里町介護保険事業特別会計 介護サービス事業勘定 当初予算案総括表

(単位:千円)

歳 入					備 考	歳 出					備 考	
科 目		当初予算額	前年度予算額	比 較		科 目		当初予算額	前年度予算額	比 較		
サ ー ビ ス 収 入	介護・予防給付費収入	居宅介護サービス計画収入	7,761	8,273	△ 512	サ ー ビ ス 事 業	居 宅 サ ー ビ ス	居宅介護サービス計画事業費	7,182	10,530	△ 3,348	
		居宅介護予防サービス計画収入	4,209	4,245	△ 36			居宅介護予防サービス計画事業費	6,687	4,055	2,632	
		合 計	11,970	12,518	△ 548			小 計	13,869	14,585	△ 716	
一般会計繰入金			1,899	2,067	△ 168							
雑収入			0	0	0							
歳 入 合 計			13,869	14,585	△ 716			歳 出 合 計	13,869	14,585	△ 716	

令和5年度 後期高齢者医療特別会計総括表(当初)

資料20

(単位:千円)

歳 入						歳 出						
科 目			本年度予算額	前年度予算額	比較	備考	科 目		本年度予算額	前年度予算額	比較	備考
後期高齢者 医療保険料	現 年 分	特 徴	84,184	79,904	4,280		総 務 費	総 務 管 理 費	4,457	4,089	368	
		普 徴	55,563	52,737	2,826			徴 収 費	287	319	△ 32	
	滞 繰 分	普 徴	1	1	0		広域連合 納付金	保 険 料 納 付 金	139,750	132,644	7,106	
		小 計		139,748	132,642	7,106			事 務 費 負 担 金	7,014	5,157	1,857
手 数 料	督 促 手 数 料		8	8	0				保険料基盤安定負担金	44,781	46,553	△ 1,772
国庫支出金	国 庫 支 出 金		0	0	0		諸 支 出 金	償還金及び還付加算金	500	500	0	
広域連合 支出金	広 域 連 合 交 付 金 (受 診 率 向 上)		500	500	0							
	広 域 連 合 交 付 金 (特 別 調 整 交 付 金)		0	0	0							
繰入金	一般会計 繰入金 (事務費)	広域連合納付金分 (事 務 費)	7,014	5,097	1,917							
		事務費充当分	1,867	2,178	△ 311							
	一般会計繰入金(基盤安定)		44,781	46,553	△ 1,772							
	小 計		53,662	53,828	△ 166							
繰 越 金	繰 越 金		1	1	0							
諸収入	延 滞 金		1	1	0							
	保 険 料 還 付 金		500	500	0							
	受 託 事 業 収 入		2,367	1,780	587							
	滞 納 処 分 費		1	1	0							
	雑 収 入		1	1	0							
	小 計		2,870	2,283	587							
合 計			196,789	189,262	7,527		合 計		196,789	189,262	7,527	

AI による地域公共交通実証運行事業(案)について

1. 実証実験の背景

現在、運行している「しゃりぐる」については、定時路線運行でスクールバスの合間での運行のため、バス停周辺の方にとって利便性は高いが、自宅からバス停までの距離がある方や夕方の時間帯に利用したい方にとっては利用しづらいものになっている。

このことから、新たな運行方法として、AI を活用し予約運行をする「乗合タクシー」の実証運行を行い、市街地における公共交通の効率的な運行を図ることを検討するために実証運行を行うものである。

2. AI オンデマンド交通の考え方

- ・時刻表や路線図のない交通の検討
- ・目的地までの移動の利便性を高める
- ・外出促進による新たな利用者の創出
- ・高齢者が免許返納しても生活の利便が確保される
- ・実施結果を地域公共交通計画に反映させる

※利用者情報や運行状況等の集められたデータをもとに最短時間で最短の経路で配車できる点、乗車予約の分析から利用内容の把握ができる。

3. AI オンデマンド交通実証実験の目的

- ・住民ニーズ、利用者の利便性及び有用性の確認、課題抽出
- ・運行面及び事業性の確認、課題抽出

※実施することや技術ありきではなく、課題解決をする手段として有用かどうかを実証運行により確認することを目的とする。

4. AI システム事業者

システム会社	NTT ドコモ	未来シェア	ネクスト・モビリティ	電腦交通	WILLER(mobi)
事業内容	AI 運行バス AI による配車・運行予約サービス	タクシー（デマンド交通）と路線バス（乗合交通）の長所を掛け合わせた、AI によるリアルタイムな配車計算を行うサービス	AI 活用型オンデマンドバス・サービスの運行ソリューションの提供（オペレーションの仕組みや運行体制構築の支援、車両の提供など）	タクシーを中心とした配車システム開発・提供・タクシー会社等からの配車業務受託運営サービス	MaaS システム（アプリ）開発・貸借、旅行・観光、自動車運転オペレーションなど
運行方式	ミーティングポイント方式	ミーティングポイント・ドアツードア方式	ミーティングポイント方式	ドアツードア方式	ミーティングポイント方式
初期導入費用	60 万円～	50 万円～	860 万円	50 万円～	200 万円～
月額料金	20 万円～	10 万円～	33 万円	8 万円～	50 万円～
AI 構築期間	2 ヶ月	1 ヶ月	1～2 ヶ月	2 ヶ月	2 ヶ月
導入事例	・網走市 スマホや電話で予約 予想迎車時刻が知らされる。 2 エリアで運行 実証運行 3 年目	・長野県伊那市 エリアで交通事業者を決め運行 ・岡山県久米南町 ドアツードアに転換後、利用者増加。 ※道内：南幌町	・福岡県福岡市アイランドエリア、壱岐南エリア、宗像市、大阪市平野区、北区、福島区、三重県桑名市、長野県塩尻市等運行	・北海道芽室町 自家用有償旅客運送 その他共助型輸送（買い物代行） 事業者と NPO とで共同で実証運行中	・京都府京丹後市、東京都豊島区、名古屋市千種区等実証運行 現在、小清水町で 2 度目の実証運行
運賃	エリア内 500 円、エリアをまたぐ場合は 700 円	1 人 500 円、相乗りになると 300 円。 距離に応じた料金設定	距離制や定額制など路線による	片道 300 円～1000 円 月額 3000 円～15000 円 地区で変更（商品代金別）	エリア内定額乗り放題 5000 円/月、追加 1 名毎 500 円。今回小清水町は 3000 円に変更

※ミーティングポイント方式＝バス停方式

6. AIシステム事業者選定

実証運行については、ドアツードア方式に対応し、機器リースが可能であり、初期経費や運用経費が安価であること、AI構築期間が短いこと、バス停の維持管理が不要であることなどから、「未来シェア」のシステムにより行う。

7. 実証運行の概要

実施主体	斜里町地域公共交通活性化協議会
実施期間	令和5年9月1日～11月30日（平日運行）
運行時間	8：00～17：00（12：00～13：00昼休み）
運行事業者	株式会社斜里ハイヤー（斜里バスへ協議済み）
事業許可	乗合タクシー許可（道路運送法第21条） AIオンデマンドによる区域運行
対象エリア	斜里市街地区域
使用車両台数	1台（普通乗用車：乗車定員5人（旅客定員4人名））
運賃設定	1人1乗車300円（検討：回数券、月額定額運賃（乗り放題）等）
予約方法	予約アプリ（スマホ）または電話
評価	利用者数や利用状況、アンケート結果等により本格運行を判断

9. 事業経費

[歳入]

(単位：千円)

科目	予算額	備 考
雑収入	450 千円	運行収入 300 円×25 人/日×60 日
合計	450 千円	

※しゃりぐる運行停止による額 5,225 円×5 便×60 日=1,567,500 円
運賃収入 (9% 141,075 円) 減額後 1,426,425 円

※ハイヤー借上料：6,140 円×8 時間×20 日（1 ヶ月）
=982,400 円≒800,000 円（値引き後）
借上料：800,000 円×4 ヶ月=3,200,000 円

[歳出]

(単位：千円)

科目	予算額	備 考
借上料	110 千円	機器リース料 110 千円
使用料	330 千円	システムライセンス料
通信費	100 千円	Wi-Fi 通信料他
委託料	4,171 千円	運行委託料 3,200 千円 初期費用 1,210 千円
合 計	4,711 千円	

10. 実証運行から本運行へ

令和6年度：検討結果により本運行

令和7年度：中斜里等へ運行エリアを拡大

11. その他

運行エリア拡大に合わせて、ハイヤー助成見直しを行う。

ウトロ地区については、観光事業者による自家用旅客有償運送事業等の検討を行う。

12. スケジュール

区 分		令和 4 年度			令和 5 年度											
		1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
2 期計画の検討・策定				議 会 協 議	1次計画の反 映・総括		議 会 協 議				素 案 完 成		議 会 協 議	パブリ ックコメン ト実施		議 会 協 議
協議会の開催				開催		開催						開催		開催		
運行方式 ・システ ムの検討	市街地	運行方式・システ ムの検討			予 算 計 上		補正 予算							予 算 計 上		当初 予算
	郡部	実証運行後、本運行となった場合は、運行エリア見直しを検討しタクシーチケット助成見直し														
	ウトロ	ガイド協会や観光事業者等による自家用有償旅客運送等の検討														
事業者協議		AI 運行に向 けた協議						システム 事 業 者・運 行 事 業 者 打 合 せ	システム 等 設 定 調 整	実証運行		評価 検証	次 期 公 共 交 通 検 討			
アンケート調査・ニーズ把握								広報・説明会		利用者アンケートの実施						
ＪＲ釧網本線の計画への反映		JR釧網本線アクションプラン実行委員会やJR釧網本線沿線活性化協議会の動きに合わせて検討。														

社会福祉法人 斜里福祉会の経営改善計画について（取り扱い注意）

資料 22

1. 議会請願時の経過

(1) 斜里町への要請

令和 2 年 12 月 10 日 斜里福祉会運営に関する協力の依頼（常務理事・やすらぎの苑施設長の交代。緊急的な 2 ユニットの追加閉鎖）

令和 3 年 2 月 22 日 支援の要請について（外国人人材を受け入れた場合、6 月に資金繰りが困難になる。）

令和 3 年 3 月 10 日 回答（元本を除く利子補給の助成及び損失補償を検討）

(2) 斜里町議会への請願

令和 2 年 2 月 22 日 斜里福祉会への支援に関する請願書（法人全体・やすらぎの苑のユニットの正常運営を行うための財政支援 1 億円）

※支援が困難な場合「外国人材の受け入れを当面の間（3 年程度）」中止し、法人の財政状況が健全になるのを待ちながら運営する。支援により、令和 3 年 10 月に特定技能実習生 21 名を受入、令和 3 年度△72,505 千円、令和 4 年度 63,295 千円、令和 5 年度 91,440 千円の黒字転換を目指す試算。

令和 3 年 3 月 22 日 産業厚生常任委員会「斜里福祉会からの請願」

令和 3 年 4 月 16 日 斜里町議会 産業構成常任委員会委員会に付託し、請願採択

(3) 斜里町の支援

①法人経営の緊急対策として、国保病院のレスパイト入院受け入れ等の対応

②町では債務保証が禁止されていることから、緊急経営安定資金助成（債務負担行為の上限額（155,568 千円）の先渡し助成を準備）

令和 3 年 5 月 6 日 招集会議にて補正予算可決（90,000 千円）その後、法人の申請に基づき 50,000 千円助成（令和 3 年 5 月 14 日実施）

令和 4 年度当初予算可決、法人申請にもとづき 63,093 千円助成（令和 4 年 5 月 20 日実施）

その他、介事連を通じ資格取得事業、地域おこし協力隊 2 名派遣

(4) その後の法人経営

- ・令和 3 年 4 月 民間事業所（株慈光）の応援により、職員の確保、レスパイト入院の解消、1 ユニット再開（その後 1 ユニット再開）
- ・経営基盤強化のため、令和 3 年度福祉医療機構（WAM NET）より 1 億円の借入実施。
- ・特定技能実習生受入準備するが、コロナ禍で入国禁止、計画遅延（受入 21 名⇒12 名に、令和 3 年度末に受入、現在実習中）
- ・特養 2 ユニット、短期入所 1 ユニットの再開には至っていない。

2. 斜里福祉会の現状

○1月11日 法人から町に報告（別紙「斜里福祉会に係る経営改善計画について」より）

- ・本来であれば、斜里町の福祉計画の一端を担う事業所として、現在休止中のサービスについて早急に稼働するようにしなければならないのは重々承知しておりますが、2年前と比べ職員は40名余り増加したものの、少子高齢化による職員確保はより一層厳しさを増し、またここ数年来中堅職員が多数退職したことによる現職員の疲弊状況から、早々にもやすらぎの苑の支援職リーダー5名が退職する事となり、サービス再開の目途が立たない状況となっています。その上、サービス休止による赤字が法人全体の経営を圧迫し、また職員育成費に加え特定技能職員の紹介料等が大きな負担となり経営にのしかかっています。※令和4年度末 △125,329千円の見込み。
- ・現時点での財務状況等を判断しますと、1～2年内には経営破綻をきたすものと思われますので、迅速かつ大胆な「経営改善」を行う他はないと判断するに至りました。

○1月19日 法人から町に提案

- ・認可者である北海道（オホーツク振興局）から短期入所のサービスがないとの助言。短期入所（空床型）の報告をしたが、ケアハウス事業を取りやめ、町の支援があれば短期入所の再開が可能（ケアハウスの方は、民間事業所の協力で受け入れ可能）

○2月16日 法人から町に経営改善計画の提出（1回目）

- ・「日の出学園」移転に向け課題整理をオホーツク振興局と協議、補助金返還が若干生じるが移転可能と判断。
- ・16日に役員会で法人経営（人材・事業・経理）の協議、承認を得て、経営改善計画及び資料を提出。
- ・「やすらぎの苑」特養20床、ケアハウス20床を減少、「日の出学園」を「やすらぎの苑」内に移転し、収支改善する計画。

○2月27日 法人から町に経営改善計画の内容を一部変更したものを提出（2回目）

- ・特養20床分は空床利用となるが、ケアハウス入所者の移転に際し、利用者・家族への影響を鑑み、提案を撤回。
- ・「日の出学園」移転を取りやめ、障がい者グループホーム（20床）を移転し、収支改善する計画。27日に理事会で承認を得て、計画・資料提出。

3. 法人の経営改善計画【概要】※2/27時点

	経営改善前	現在の利用者数	経営改善後	比較
やすらぎの苑	・特別養護老人ホーム 60床 ・ケアハウス 20床 ・短期入所 10床	・特別養護老人ホーム 40床 ・ケアハウス 20床 ・短期入所 0床	・特別養護老人ホーム 40床 ・ケアハウス 10床 ・短期入所 10床	・20床 減 ・10床 減 ・町支援要
みずなら・はるにれ・フレンズ（GH） （やすらぎの苑1階へ）	・共同生活援助 20名	・共同生活援助 計 18名	・共同生活援助 20名	・老朽化による空床利用

①メリット（主に経営面）

- ・グループホーム入所者の移動が軽減され、3 か所から 1 か所になる事で、人件費等の経費軽減
- ・やすらぎの苑 空床部分の光熱水費負担の軽減、人件費（手当等）、事務経費の軽減
- ・事業縮小により、1)職員の過不足が無くなり離職軽減、2)人材育成により職場の雰囲気改善

②デメリット（主にサービス提供面）

- ・特養定員の減（60 床から 40 床へ）

③収支見込

- ・2021 年収支見込 令和 4 年度 63,295 千円、令和 5 年度 91,440 千円（当時の資料より抜粋）
- ・GH 移転しない場合 令和 4 年度△125,329 千円、令和 5 年度△80,602 千円、令和 6 年度△92,342 千円。
- ・GH 移転した場合 令和 4 年度△125,329 千円、令和 5 年度△51,682 千円、令和 6 年度△61,702 千円。

※短期入所分はケアハウス 10 床で試算、経費は変わらないが、利用者無しだと赤字が生ずるため、「赤字分を助成する」条件付きで今後検討

④その他

- ・中長期計画は、令和 5 年度末に策定（予定）。

⑤今後の手続き

- ・1 月～2 月 認可者である北海道（オホーツク総合振興局）と協議、保険者である斜里町に報告・協議
- ・3 月中旬 斜里福祉会 理事会・評議員会を経て正式決定、北海道（オホーツク総合振興局）へ定数減の認可
- ・4 月上旬 家族会への説明
- ・5 月上旬 グループホーム 入所者移転

4. 今後に向けて

①経営改善計画について

- ・特定技能実習生を迎え入れてのユニット再開に取り組んでいたが、町民が期待する 2 ユニット再開には至らず、令和 3 年度から 3 年連続赤字で経営が厳しく一刻の猶予もない状況である。
- ・実習生の受入経費や借入返済は、法人経営の中で対応するところであり、町では支援できない。また、実習生の住居として公営住宅の借入希望があり、町は対応する旨を申し入れたが、法人側の都合で協議が進んでいない。
- ・計画実施に当たり、北海道（認可者）と調整、適切な情報提供の対応、移転する利用者の受入先確保や本人とご家族の合意を得ることを前提に、今後の事業継続への緊急的な法人経営の判断と捉え、中長期計画を策定し、安定的な経営に進むよう期待する。

②当面の対応

- ・町民、各事業所、ケアマネ等に「(現在の) 斜里福祉会の状況」の情報共有、提供を行っていく。
- ・現状と同様「介護サービス量の減少を補うため、広域の住所地特例を視野に入れ」対応を行っていく。

③第 8 期介護保険事業計画の分析

- ・2025 年に地域包括ケアシステムの構築を目指す中、斜里福祉会の経営改善計画の影響（介護・障がい・医療）はとても大きい。
- ・現在（令和 5 年 1 月）の高齢化率は 35.3%、高齢者人口（65 歳以上）は令和 2 年 3 月の 3,842 人をピークに減少傾向、3,757 人。
- ・第 8 期介護保険事業計画の 2 年目が終了する中、施設系サービス及び在宅系サービスに乖離が生じている。
- ・斜里福祉会の他、認知症グループホーム 1 ユニットが休止。計画値と乖離し、第 8 期終了時の介護準備基金積立金が約 2 億近く生じる見込み。
(斜里福祉会関連サービスの抜粋)

	第 8 期介護計画	現在 (12 月末)	待機者 (1 月末)	留意事項
短期入所	・令和 3 年度 一部稼働 ・令和 4 年度 10 床稼働	未稼働 空床型で対応中	受付していないので不明	他自治体の施設サービスで対応
特別養護老人ホーム	・令和 3 年度 50 床 ・令和 4 年度 55 床 ・令和 5 年度 60 床	4 ユニット (40 床) 稼働 2 ユニット (20 床) は未稼働	48 名 ※施設申込の重複者が多く、 実数より多い。 ※入所まで至らないケース 人的ソース不足	住所地特例、社会的入院で対応

④第 9 期介護保険事業計画について

- ・令和 5 年度に第 9 期計画を立案予定、国の方向性や指針を基に、ニーズ調査（①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、②在宅介護実態調査、③ケアマネ聞き取り調査、④事業所調査）を予定、介護保険運営協議会、自立支援協議会等の協議及び議会協議を踏まえる。
- ・団塊の世代が介護サービスの利用ピークとなる「2040 問題」に向け、基金活用により健康対策・介護予防をさらに推進。介護職の不足、介護職の高齢化が予想され、介護ニーズを抑えつつ「在宅介護力の充実」が不可欠。
- ・2025 年に介護・医療報酬改定実施。

⑤今後の検討事項

- ・介護人材不足は、各事業所の共通課題、斜里町高齢者介護サービス事業所連絡協議会で協議を重ねる。
- ・令和 5 年 9 月に予定する短期入所事業再開は、町の赤字補填が条件であり、協議・検討を進める。

⑥斜里福祉会の考え方（経営改善計画を参考に）

- ・やすらぎの苑 20 床、ケアハウス 10 床が減少される提案
- ・「令和 3 年 1 月より令和 4 年 12 月までの取り組みと将来像」で示された状況分析によると、事業縮小により「離職が軽減、職場の雰囲気が改善」され、「手厚い介護が可能」となり、「運営費や育成費、人件費が削減」される見込み。
- ・令和 5 年度における実行計画では、「人材育成の年度（令和 5 年度）」「最善を尽くす」「何らかの資金確保を行う」「（資金不足が生じるため）行政等と交渉を重ね、法人運営並びに将来的な運営を安定化させる取り組み」「中長期計画は（中略）令和 5 年度末に策定」となっている。
- ・経営改善に向けた具体的な文言は見当たらず、曖昧な表現が多く、中長期的見通しに欠ける単年度の計画となっている。
- ・また、経営安定化が見込まれる要因はほとんど無く、行政の支援以外に資金確保の手段が無い状態。更に「基盤（指導的立場）となる人材育成」はなされておらず「技術の伝承」はおろか「新規人材育成が難しい」だけでなく、「支援人材・有資格者の確保は厳しい」状況で、空床が埋まらないことにより、介護報酬は減少し、経営は圧迫されている。

⑦町（保険者）の分析・考え方

- ・この計画が『5 年間で進める改善計画の 3 年目、計画時に定めた「評価指標」や「数値目標」に近づいており「経常収支の改善」が見られ、目標値をクリアする見込み』等、具体的な記載で見通しが明らかであれば、町民や議会等の理解を得られると推察するが、現時点で「改善がどの程度されるのか」「何が改善されるのか」一見では分からない記載となっている。
- ・「町が支援する」ということは、「意思決定権者である首長が支援を決定」し「議会がその支援内容を承認する」という行為のみならず、「町民からお預かりしている税金を支出する」ことであり、誰からも分かりやすい形で、斜里福祉会「特別養護老人ホームやすらぎの苑」の経営状況や経営改善の進捗が詳らかになることが望ましいと考える。
- ・これまでの経過と資料を踏まえると、
 - A) 2021 年（令和 3 年）4 月に示された資金収支試算と比較し、約 1 億 8 千万の収支減の見込となっている。
 - B) 外国人実習生を受入したが、スキルのある職員が一定数退職し、特養 20 床を縮小、支出を減らすため事業縮小し、赤字幅を減らす方策のみ。今後赤字補填を町に求められる可能性がある。
 - C) 2 年前に前渡しした助成金は、実質的に借入金の返済に回ったと考えられ、今後町が助成した場合も収支バランスの改善は当分見込めないと考える。
- ・斜里福祉会の厳しい経営状況を踏まえ、起こりうる今後の不測の事態を想定し、国内の介護サービスを運営する法人や企業の情報収集を行い、あらゆる視点から良い方法等が無いのか、調査研究を進めていくが、現時点でリスクヘッジの手立てはまだ見つかっていない。

経営改善計画書

2023年 2月 27日

社会福祉法人 斜里福社会

・経営改善計画を策定する理由

当法人は、令和２年度前後に相当数の人材が退職。併せて、ユニット閉鎖による減収や人材確保のための支出が重なり、令和３年６月には資金ショート寸前の運営状況であった。

法人の役員等による取組み、議会や行政、様々な関係機関の協力によりに資金の調達がなされ、人材の確保についても日本人材６０数名・外国人材１２余名が就業し、人材不足であった各事業所の職員がある程度充足される中で現状を維持している。

しかし、少子化・過疎化の影響か人材の確保は困難を極め、調達した資金に関しても「人材育成」「資金ショート回避」等で１億数千万円が使用され、尚かつ、特に特別養護老人ホームにおいては、新型コロナウイルス感染の影響により利用稼働率があげられないまま経過することで収入が減少し、別紙に示す大幅な経常赤字を計上することが避けられない。

現在の経営状況が続けば、法人は１～２年後に破綻するものと思われ、その上、人材確保が困難な状況においては、ユニットの再開もままならない状況である。

現在はコロナ前より、特養の利用・障害者支援施設の利用申し込み者数が減少しており、斜里町の要介護認定者数も減少傾向にあることを踏まえ、上記の課題を解決するための「経営改善計画」を策定するものである。

・経営改善計画の大まかな概要

（事業）

* 障害者共同事業所ブーケ「フレンズ」４名・「みずなら」７名・「はるにれ」７名
「やすらぎの苑」１階（すずらん・すいせん）に移設して運営を行う。

* 特別養護老人ホーム「やすらぎの苑」

特養６０床を４０床に変更して運営。

ケアハウス２０床を１０床に変更して運営。

短期入所１０床を再開し運営（令和５年９月再開予定）。

注）短期入所については、特養と合築でなければ設置が厳しいと判断したため、
行政と協働しながら運営を行うように検討中である。

（経営改善の経済的効果）

* 計数計画（案）…別紙（収支状況見込）をご覧ください

令和3年1月より令和4年12月までの取組（3項目）と将来像

1. 状況分析（人材）

- 2年前と比較して全事業所で50名余り増員している。
- 令和5年3月末で、現在就業している人材は育成期間を終了する。（育成経費が不要）
- 各事業所の施設長等の管理者が明確となり、組織が形成された。
- 事業所を縮小することにより、職員の過不足がなくなり、離職が軽減される。
- 事業所を縮小することにより、人材の育成がなされ職場の雰囲気改善される。
- 特定職員の状況を見込んだ職員配置をすることで、手厚い介護が可能となる。
- ×組織力が低下していたため、基盤（指導的立場）となる人材育成がなされていない。
- ×中堅職員が退職しており、技術の伝承がなされていない、また、新規人材育成が難しい。
- ×少子化により、支援人材の確保・有資格者の確保が厳しい状況である。

2. 状況分析（事業）

- 寄付等を通じ、ある程度、支援用の備品が充足した。
- 必要不可欠な修繕等は2年間の間に行った。
- 今後、GH3か所を纏めることで運営が行いやすくなる。
- 施設や設備を共同化することで、有効に物資を使用できるようになる。
- ×長年建築物等の補修等を行っていない。
- ×管理係が不在のため、建築物や様々な機器に支障がある。

3. 状況分析（経理）

- 行政からの前払い・医療機構からの借入れにより、2億5千万円程度の預貯金を確保。
- 事業を縮小することにより、育成費が大幅に削減される。
- 施設を縮小することによって、運営費が削減される。
- 準職員の割合を一定にすることで、人件費が削減される。
- 離職を軽減することにより、人材確保に係る経費が削減される。
- ×現状の経営状況のまま改善がなされないと、1～2年程度で資金は枯渇する。
- ×空室があることで、経営を圧迫している。

4. 分析と将来像

- ・今後、事業を縮小することによって、当面の間、職員確保が行いやすくなり、事業費等の削減もなされる中で、経常経費の安定が図られるものと思われる。但し、福祉事業は大きな増収益が見込まれる事業ではないため、返済に対する行政等からの支援は不可欠である。また、人材の確保に関しては、これまで以上に厳しい状況が想定されるため、より一層の取り組みが求められる。

令和5年度 実行計画（事業を中心として）

1 共同住居事業所ブーケ

- ・令和5年5月より、やすらぎの苑1階（すいせん・すずらん）にて事業開始

2 ケアハウス（現在：2U）

- ・令和5年3月末、1U閉鎖（一部の利用者はGHへ移動予定）

3 特養（現在：6U）

- ・令和5年3月末、2U閉鎖（減床）

4 ショートステイ（現在：1U）

- ・令和5年9月 ショートステイ再開（使用場所を移動して再開） 定員8名（減員）

*「各事業所 行程表」を参照下さい。

令和5年度 実行計画（人材を中心として）

1 人材の現状

- ・事業を縮小することにより、人材は充足する。しかし、支援技術を含め様々な育成がなされていない。

2 人材に対する計画

- ・上記を踏まえ、令和5年度は人材育成の年度とする。
- ・また、事業所の移設等があるため、利用者が落ち着くように人材を配置し最善を尽くす。

3 人材の新規採用

- ・特定技能職員は、高齢者部門5名・障害者部門1名を採用する。
- ・日本人材等については、応募状況を見ながら適時採用する。

令和5年度 実行計画（経理を中心として）

1 資金の確保と対策

- ・やすらぎの苑の利用者減少等により、資金の流出が予想されるため、何らかの資金確保を行う。
- ・約2年間に於いて確保した資金は借入等のため、今後資金不足が生じるものと思われる。令和5年度は、以上の状況を踏まえて、行政等と交渉を重ね、法人運営並びに将来的な運営を安定化させる取り組みを行う。

中長期計画

* 中長期計画は、経営が安定するものと思われる、令和5年度末に策定を行う。

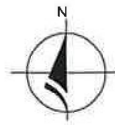
各事業所 行程表（案）

事業所			1階 やまぶき 1U	1階 りんどう 1U	1階 あじさい 1U	1階 特養2U すいすず	2階 特養2U しらこぶ	2階 特養2U さくみず	備考
2023	2月	上	ケアハウス	ケアハウス			特養20	特養20	
		中							
		下							
	3月	上			備品移動	備品移動			
		中			WAX	WAX			
		下							
	4月	上	休止		温水器工事				
		中							
		下							
	5月	上				共同住居			
		中				ブーケ			
		下							
	6月	上							
		中							
		下							
	7月	上							
		中							
		下							
	8月	上							
		中							
		下							
	9月	上			ショート				
		中			再開				
		下							
	10月	上							
		中							
		下							

1974

2F 特養(40)

1F. ケア(10). ショート(10). 障者(20)



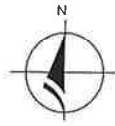
ケア(10)

○ 障害者
共同住居(20)

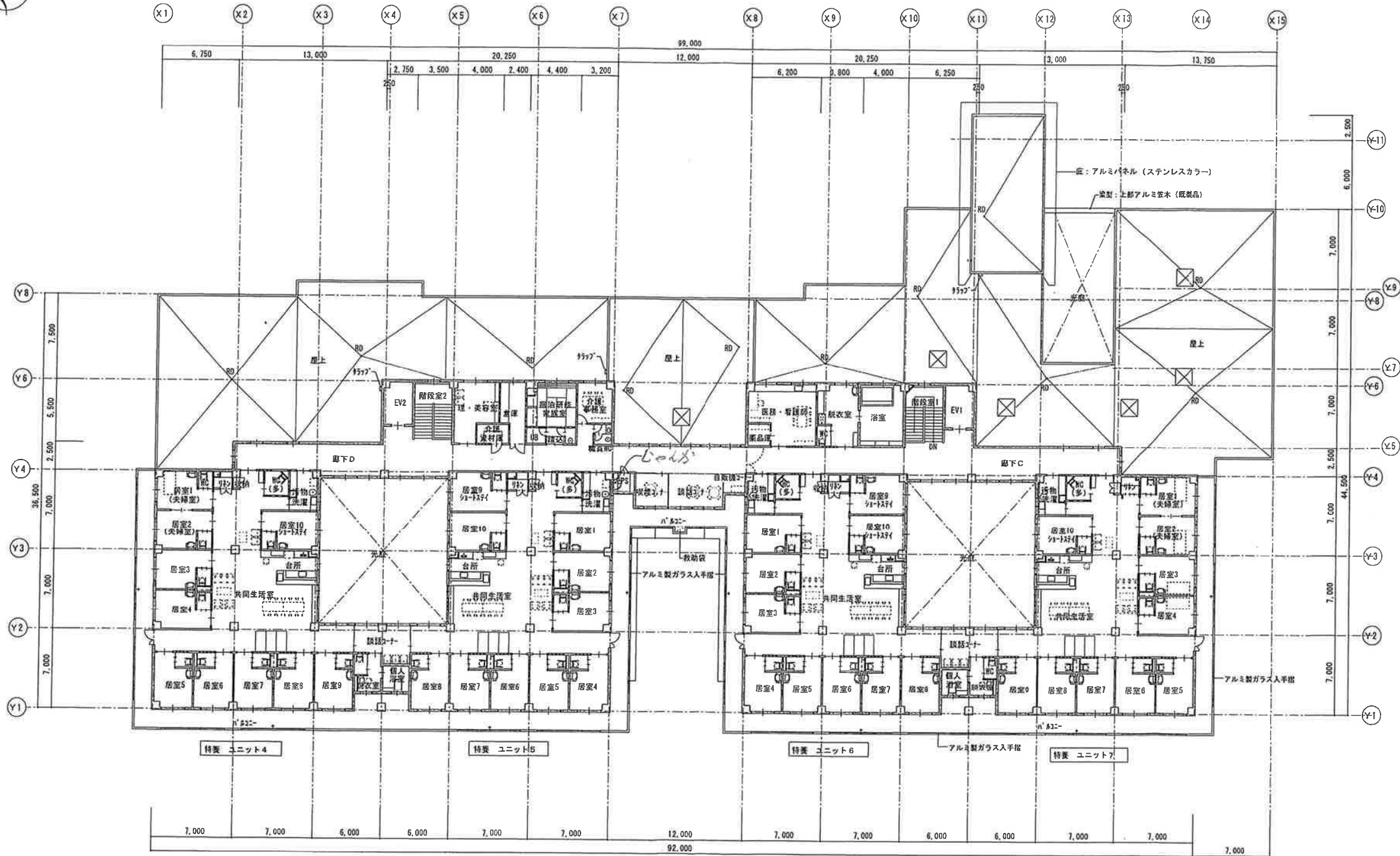
ショートステイ
現



17-4 特養(40) 現



2F



(6) 職員の状況 (令和3年1月1日現在)

<別紙>

常勤換算人員

1) 障害者福祉事業部門 (日の出学園関連)

区 分	事務職		支援職		看護職		その他		計		比較
	予算	現員	予算	現員	予算	現員	予算	現員	予算	現員	
正規職員	5.0	5.0	6.0	5.0	2.0	1.0			13.0	11.0	△ 2.0
臨時職員	1.0	1.0	14.0	6.0					15.0	7.0	△ 8.0
常勤小計	6.0	6.0	20.0	11.0	2.0	1.0	0.0	0.0	28.0	18.0	△ 10.0
時給職員			0.7	1.6					0.7	1.6	0.9
計	6.0	6.0	20.7	12.6	2.0	1.0	0.0	0.0	28.7	19.6	△ 9.1

(時給職員実人員 2.0 人)

2) 障害者福祉事業部門 (ワークセンター・ブーケ関連)

区 分	事務職		支援職		看護職		その他		計		比較
	予算	現員	予算	現員	予算	現員	予算	現員	予算	現員	
正規職員	0.0	1.0	6.0	5.0					6.0	6.0	0.0
臨時職員			8.0	4.0			6.0	3.0	14.0	7.0	△ 7.0
常勤小計	0.0	1.0	14.0	9.0	0.0	0.0	6.0	3.0	20.0	13.0	△ 7.0
時給職員			0.6	0.6					0.6	0.6	0.0
計	0.0	1.0	14.6	9.6	0.0	0.0	6.0	3.0	20.6	13.6	△ 7.0

(時給職員実人員 2.0 人)

3 高齢者福祉事業部門 (やすらぎの苑関連)

区 分	事務職		介護職		看護職		その他		計		比較
	予算	現員	予算	現員	予算	現員	予算	現員	予算	現員	
正規職員	7.0	6.0	22.0	14.0	6.0	5.0			35.0	25.0	△ 10.0
臨時職員	2.0	2.0	18.0	5.0					20.0	7.0	△ 13.0
常勤小計	9.0	8.0	40.0	19.0	6.0	5.0	0.0	0.0	55.0	32.0	△ 23.0
時給職員			4.7	3.0	0.8	1.3			5.5	4.3	△ 1.2
計	9.0	8.0	44.7	22.0	6.8	6.3	0.0	0.0	60.5	36.3	△ 24.2

(時給職員実人員 6.0 人)

4) 高齢者福祉事業部門 (えみある関連)

区 分	事務職		介護職		看護職		その他		計		比較
	予算	現員	予算	現員	予算	現員	予算	現員	予算	現員	
正規職員	3.0	2.0	7.0	5.0					10.0	7.0	△ 3.0
臨時職員			9.0	10.0					9.0	10.0	1.0
常勤小計	3.0	2.0	16.0	15.0	0.0	0.0	0.0	0.0	19.0	17.0	△ 2.0
時給職員	0.5	0.0	3.9	2.5					4.4	2.5	△ 1.9
計	3.5	2.0	19.9	17.5	0.0	0.0	0.0	0.0	23.4	19.5	△ 3.9

(時給職員実人員 7.0 人)

5) 法人合計

区 分	事務職		支援・介護職		看護職		その他		計		比較
	予算	現員	予算	現員	予算	現員	予算	現員	予算	現員	
正規職員	15.0	14.0	41.0	29.0	8.0	6.0	0.0	0.0	64.0	49.0	△ 15.0
臨時職員	3.0	3.0	49.0	25.0	0.0	0.0	6.0	3.0	58.0	31.0	△ 27.0
常勤小計	18.0	17.0	90.0	54.0	8.0	6.0	6.0	3.0	122.0	80.0	△ 42.0
時給職員	0.5	0.0	9.9	7.7	0.8	1.3	0.0	0.0	11.2	9.0	△ 2.2
計	18.5	17.0	99.9	61.7	8.8	7.3	6.0	3.0	133.2	89.0	△ 44.2
本部事務局	3.0	3.0									
(現員の実人員 100.0 人)											

(時給職員実人員 17.0 人)

報告事項 4 職員の確保状況について

<別紙> 職員の状況 (令和4年1月1日現在)

※常勤換算数

区 分		法人本部			日の出学園			ワークセンター青葉			やすらぎの苑			えみある			計		
		計画	現員	比較	計画	現員	比較	計画	現員	比較	計画	現員	比較	計画	現員	比較	計画	現員	比較
事務職員	正規職員	3.0	3.0	0.0	4.0	3.0	△ 1.0	2.0	2.0	0.0	4.0	5.0	1.0	2.0	2.0	0.0	15.0	15.0	0.0
	臨時職員	1.0	1.0	0.0	1.0	1.0	0.0				4.0	2.0	△ 2.0				6.0	4.0	△ 2.0
	常勤計	4.0	4.0	0.0	5.0	4.0	△ 1.0	2.0	2.0	0.0	8.0	7.0	△ 1.0	2.0	2.0	0.0	21.0	19.0	△ 2.0
	時給職員										0.6	0.0	△ 0.6	0.5	0.5	0.0	1.1	0.5	△ 0.6
	計	4.0	4.0	0.0	5.0	4.0	△ 1.0	2.0	2.0	0.0	8.6	7.0	△ 1.6	2.5	2.5	0.0	22.1	19.5	△ 2.6
支援・介護職	正規職員				6.0	8.0	2.0	4.0	5.0	1.0	14.0	16.0	2.0	6.0	7.0	1.0	30.0	36.0	6.0
	臨時職員				15.0	7.0	△ 8.0	7.0	7.0	0.0	23.0	13.0	△ 10.0	10.0	9.0	△ 1.0	55.0	36.0	△ 19.0
	常勤計				21.0	15.0	△ 6.0	11.0	12.0	1.0	37.0	29.0	△ 8.0	16.0	16.0	0.0	85.0	72.0	△ 13.0
	時給職員				1.2	1.8	0.6	0.6	1.2	0.6	3.0	3.2	0.2	2.0	2.5	0.5	6.8	8.7	1.9
	計				22.2	16.8	△ 5.4	11.6	13.2	1.6	40.0	32.2	△ 7.8	18.0	18.5	0.5	91.8	80.7	△ 11.1
看護職	正規職員				2.0	1.0	△ 1.0	1.0	1.0	0.0	4.0	4.0	0.0				7.0	6.0	△ 1.0
	臨時職員																		
	常勤計				2.0	1.0	△ 1.0	1.0	1.0	0.0	4.0	4.0	0.0				7.0	6.0	△ 1.0
	時給職員										1.7	1.7	0.0				1.7	1.7	0.0
	計				2.0	1.0	△ 1.0	1.0	1.0	0.0	5.7	5.7	0.0				8.7	7.7	△ 1.0
その他	正規職員							1.0	1.0	0.0							1.0	1.0	0.0
	臨時職員							6.0	4.0	△ 2.0							6.0	4.0	△ 2.0
	常勤計							7.0	5.0	△ 2.0							7.0	5.0	△ 2.0
	時給職員							0.0	0.4	0.4	0.0	2.0	2.0	0.5	0.5	0.0	0.5	2.9	2.4
	計							7.0	5.4	△ 1.6	0.0	2.0	2.0	0.5	0.5	0.0	7.5	7.9	0.4
計	正規職員	3.0	3.0	0.0	12.0	12.0	0.0	8.0	9.0	1.0	22.0	25.0	3.0	8.0	9.0	1.0	53.0	58.0	5.0
	臨時職員	1.0	1.0	0.0	16.0	8.0	△ 8.0	13.0	11.0	△ 2.0	27.0	15.0	△ 12.0	10.0	9.0	△ 1.0	67.0	44.0	△ 23.0
	常勤計	4.0	4.0	0.0	28.0	20.0	△ 8.0	21.0	20.0	△ 1.0	49.0	40.0	△ 9.0	18.0	18.0	0.0	120.0	102.0	△ 18.0
	時給職員	0.0	0.0	0.0	1.2	1.8	0.6	0.6	1.6	1.0	5.3	6.9	1.6	3.0	3.5	0.5	10.1	13.8	3.7
	計	4.0	4.0	0.0	29.2	21.8	△ 7.4	21.6	21.6	0.0	54.3	46.9	△ 7.4	21.0	21.5	0.5	130.1	115.8	△ 14.3
時給職員実数			0.0			2.0			4.0			11.0			6.0			23.0	
実職員数合計			4.0			22.0			24.0			51.0			24.0			125.0	

注記①兼務者は本務で算定

②その他の職員は、用務関係職員

③(株)慈光からの派遣職員及び地域おこし協力隊員を含む

別紙 職員雇用状況

職員の状況 (令和5年1月1日現在)

※常勤換算数

区 分		法人本部			日の出学園			ワークセンター青葉			やすらぎの苑			えみある			計		
		計画	現員	比較	計画	現員	比較	計画	現員	比較	計画	現員	比較	計画	現員	比較	計画	現員	比較
事務職員	正規職員	3.0	3.0	0.0	2.0	2.0	0.0	3.0	2.0	△ 1.0	7.0	4.0	△ 3.0	2.0	2.0	0.0	17.0	13.0	△ 4.0
	臨時職員	1.0	1.0	0.0			0.0				1.0	2.0	1.0				2.0	3.0	1.0
	常勤計	4.0	4.0	0.0	2.0	2.0	0.0	3.0	2.0	△ 1.0	8.0	6.0	△ 2.0	2.0	2.0	0.0	19.0	16.0	△ 3.0
	時給職員												0.0	0.6	0.7	0.1	0.6	0.7	0.1
	計	4.0	4.0	0.0	2.0	2.0	0.0	3.0	2.0	△ 1.0	8.0	6.0	△ 2.0	2.6	2.7	0.1	19.6	16.7	△ 2.9
支援・介護職	正規職員				9.0	7.0	△ 2.0	4.0	4.0	0.0	16.0	14.0	△ 2.0	6.0	5.0	△ 1.0	35.0	30.0	△ 5.0
	臨時職員				12.0	10.0	△ 2.0	7.0	7.0	0.0	26.0	21.0	△ 5.0	13.0	12.0	△ 1.0	58.0	50.0	△ 8.0
	常勤計				21.0	17.0	△ 4.0	11.0	11.0	0.0	42.0	35.0	△ 7.0	19.0	17.0	△ 2.0	93.0	80.0	△ 13.0
	時給職員				1.0	0.6	△ 0.4	1.0	1.2	0.2	4.0	4.5	0.5	3.0	2.9	△ 0.1	9.0	9.2	0.2
	計				22.0	17.6	△ 4.4	12.0	12.2	0.2	46.0	39.5	△ 6.5	22.0	19.9	△ 2.1	102.0	89.2	△ 12.8
看護職	正規職員				1.0	2.0	1.0				4.0	4.0	0.0				5.0	6.0	1.0
	臨時職員																		
	常勤計				1.0	2.0	1.0				4.0	4.0	0.0				5.0	6.0	1.0
	時給職員										1.8	1.2	△ 0.6				1.8	1.2	△ 0.6
	計				1.0	2.0	1.0				5.8	5.2	△ 0.6				6.8	7.2	0.4
その他	正規職員							1.0	2.0	△ 1.0							1.0	2.0	1.0
	臨時職員							7.0	4.0	△ 3.0							7.0	4.0	△ 3.0
	常勤計							8.0	6.0	△ 2.0							8.0	6.0	△ 2.0
	時給職員								0.2	0.2	1.6	1.0	△ 0.6	0.7	0.5	△ 0.2	2.3	1.7	△ 0.6
	計							8.0	6.2	△ 1.8	1.6	1.0	△ 0.6	0.7	0.5	△ 0.2	10.3	7.7	△ 2.6
計	正規職員	3.0	3.0	0.0	12.0	11.0	△ 1.0	8.0	8.0	0.0	27.0	22.0	△ 5.0	8.0	7.0	△ 1.0	58.0	51.0	△ 7.0
	臨時職員	1.0	1.0	0.0	12.0	10.0	△ 2.0	14.0	11.0	△ 3.0	27.0	23.0	△ 4.0	13.0	12.0	△ 1.0	67.0	57.0	△ 10.0
	常勤計	4.0	4.0	0.0	24.0	21.0	△ 3.0	22.0	19.0	△ 3.0	54.0	45.0	△ 9.0	21.0	19.0	△ 2.0	125.0	108.0	△ 17.0
	時給職員	0.0	0.0	0.0	1.0	0.6	△ 0.4	1.0	1.4	0.4	7.4	6.7	△ 0.7	4.3	4.1	△ 0.2	13.7	12.8	△ 0.9
	計	4.0	4.0	0.0	25.0	21.6	△ 3.4	23.0	20.4	△ 2.6	61.4	51.7	△ 9.7	25.3	23.1	△ 2.2	138.7	120.8	△ 17.9
時給職員実数						1.0			4.0			11.0			8.0			24.0	
実職員数合計			4.0			22.0			23.0			56.0			27.0			132.0	

注記①兼務者は本務で算定、臨時職員は常勤換算数で算定

②その他の職員は、用務関係職員

③地域おこし協力隊員を含む

斜里福祉会 職員採用・退職者数 一覧表 (R 3. 1 ~ R 4. 1 2)

採用	障害者部門		高齢者部門	
	正職員	臨時	正職員	臨時
R3.1		3		1
R3.2		1		1
R3.3		7	1	4
R3.4	1	7	2	3
R3.5	2	4		
R3.6				1
R3.7	2	2		3
R3.8				4
R3.9				
R3.10			2	3
R3.11				
R3.12		2		
R4.1		1	1	1
R4.2		1		
R4.3		1		
R4.4		2	1	12
R4.5				
R4.6				
R4.7				2
R4.8				1
R4.9				1
R4.10				
R4.11	1			2
R4.12		1		
合計	6	32	7	39
	日本人	72	外国人	12
			総計	84

* 育成費 日本人 3 ヵ月・特定職員 1 2 ヵ月

日本人	72	3	25	5,400
特定	12	12	25	3,600
紹介料	特定	12	75	900
		総計 約		9,900

(万円)

退職者	障害者部門		高齢者部門	
	正職員	臨時	正職員	臨時
R3.1	1			
R3.2			1	
R3.3	1	2	2	3
R3.4				1
R3.5		1		
R3.6				
R3.7				2
R3.8				
R3.9				
R3.10				
R3.11		1		
R3.12	1	1		
R4.1	1			
R4.2	1	1		1
R4.3		1		2
R4.4			1	1
R4.5				
R4.6				
R4.7	1		1	
R4.8				
R4.9				1
R4.10				
R4.11		1	1	1
R4.12		1	1	
合計	6	9	7	12
			総計	34

紹介業者紹介	高齢者部門 4 名
	障害車部門 1 名
紹介料 約	400 万円

20230216 林川作成

社会福祉法人 斜里福祉会 資金収支見込 2021試算

【参考資料：2021年4月の提出資料抜粋】

		令和4年度	令和5年度
障害事業収入		324,000,000	324,000,000
介護事業収入（えみある・ケア）		372,000,000	372,000,000
介護事業収入（やすらぎ特養分）		96,000,000	96,000,000
介護事業収入（やすらぎ 増加分）		192,000,000	232,000,000
その他収入		2,400,000	2,400,000
事業活動収入		986,400,000	1,026,400,000

		令和4年度	令和5年度
人件費支出（ベース分）		471,000,000	463,000,000
人件費支出（増加分）		123,000,000	143,000,000
事業費支出		120,000,000	120,000,000
事務費支出		120,000,000	120,000,000
就労支援事業費		12,000,000	12,000,000
利用者負担軽減額		3,000,000	3,000,000
支払利息		6,960,000	6,960,000
その他支出		67,145,000	67,000,000
事業活動支出		923,105,000	934,960,000
	収支増減	63,295,000	91,440,000
	手持資金	174,400,000	265,840,000

社会福祉法人 斜里福祉会 資金収支見込(改革前)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
障害事業収入		300,398,218	300,000,000	300,000,000
介護事業収入（やすらぎ特養除く）		237,782,489	240,000,000	240,000,000
介護事業収入（やすらぎ ベース）		170,906,455	168,000,000	168,000,000
介護事業収入（やすらぎ 増加分）				
その他収入		48,492,084	6,000,000	6,000,000
事業活動収入		757,579,246	714,000,000	714,000,000

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
人件費支出（ベース分）		527,140,628	390,000,000	396,000,000
人件費支出（増加分）				
事業費支出		133,295,281	138,000,000	144,000,000
事務費支出		95,073,155	96,000,000	96,000,000
就労支援事業費		13,608,183	14,400,000	14,400,000
利用者負担軽減額		3,451,874	3,000,000	3,000,000
その他支出		110,339,158	153,202,770	152,942,070
事業活動支出		882,908,279	794,602,770	806,342,070
	収支増減	-125,329,033	-80,602,770	-92,342,070
基準：1億2千万円	手持資金	225,572,521	144,969,751	52,627,681

社会福祉法人 斜里福祉会 資金収支見込(改革前)

令和4年度

		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
障害事業収入		23,270,900	26,508,918	25,050,153	25,890,209	24,691,940	24,522,539	26,512,806	24,229,274	26,521,479	25,000,000	23,000,000	25,200,000
介護事業収入（やすらぎ特養除く）		18,935,942	18,062,563	20,390,089	18,857,240	18,760,960	20,169,551	20,905,018	19,528,409	22,672,717	20,000,000	19,000,000	20,500,000
	稼働率	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95
介護事業収入（やすらぎ ベース）		15,097,212	15,487,414	14,962,301	14,664,103	14,254,665	14,738,822	14,324,761	14,097,462	13,779,715	13,500,000	12,500,000	13,500,000
介護事業収入（やすらぎ 増加分）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ユニット増加数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ユニット稼働総数	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
その他収入		443,600	4,921,040	1,361,076	669,370	623,281	9,638,067	2,517,248	691,145	593,633	210,000	630,000	26,193,624
事業活動収入		57,747,654	64,979,935	61,763,619	60,080,922	58,330,846	69,068,979	64,259,833	58,546,290	63,567,544	58,710,000	55,130,000	85,393,624

		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
人件費支出（ベース分）		25,564,304	47,068,523	69,732,682	35,941,747	35,623,719	36,421,871	40,080,106	38,735,910	74,471,766	38,500,000	35,000,000	50,000,000
人件費支出（増加分）		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	増加人数	12	外国人就労			0	0	0	0	0	0	0	0
事業費支出		8,987,587	11,550,781	10,101,355	9,709,299	9,831,450	11,583,414	11,160,670	11,723,138	13,647,587	13,500,000	10,500,000	11,000,000
事務費支出		9,838,190	6,763,619	6,179,588	10,264,912	9,038,345	10,460,326	6,839,841	6,618,597	6,013,817	8,355,920	7,200,000	7,500,000
就労支援事業費		994,323	970,735	1,096,155	959,723	1,301,443	1,342,967	1,281,196	1,130,712	1,130,929	1,200,000	1,000,000	1,200,000
利用者負担軽減額		264,553	260,468	262,547	281,277	350,089	313,803	333,656	310,645	324,836	250,000	250,000	250,000
その他支出		1,296,744	506,173	491,846	494,502	1,824,555	21,471,528	1,312,650	496,185	4,161,731	1,040,000	28,537,894	48,705,350
事業活動支出		46,945,701	67,120,299	87,864,173	57,651,460	57,969,601	81,593,909	61,008,119	59,015,187	99,750,666	62,845,920	82,487,894	118,655,350
その他支出説明			退職金積立 11,000,000 外国人旅費等+家賃 840,000	賞与 30,000,000 支援委託+家賃 540,000		利息 1,316,000 紹介料等+家賃 3,640,000	北洋銀行 19,506,385 紹介料等+家賃 3,640,000	寒冷地手当 4,300,000 紹介料等+家賃 3,640,000		賞与 30,000,000 支援委託+家賃 540,000		医療機構 27,630,000 支援委託+家賃 540,000	北洋 19,506,385 支援委託+家賃+決算手当 8,540,000
	収支増減	10,801,953	-2,140,364	-26,100,554	2,429,462	361,245	-12,524,930	3,251,714	-468,897	-36,183,122	-4,135,920	-27,357,894	-33,261,726
	収支累計	10,801,953	8,661,589	-17,438,965	-15,009,503	-14,648,258	-27,173,188	-23,921,474	-24,390,371	-60,573,493	-64,709,413	-92,067,307	-125,329,033
	手持資金	77,808,554	88,610,507	86,470,143	60,369,589	62,799,051	63,160,296	50,635,366	53,887,080	53,418,183	17,235,061	13,099,141	-14,258,753
基準6千万円	手持資金残高	88,610,507	86,470,143	60,369,589	62,799,051	63,160,296	50,635,366	53,887,080	53,418,183	17,235,061	13,099,141	-14,258,753	-47,520,479
	借入金・補助金	0	63,093,000	0	100,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0
基準：1億2千万円	手持資金	198,610,507	259,563,143	233,462,589	335,892,051	336,253,296	323,728,366	326,980,080	326,511,183	290,328,061	286,192,141	258,834,247	225,572,521

* 算出根拠

やすらぎの苑 介護給付費 1ユニット増えるごとに400万円を追加する。

やすらぎの苑以外の介護給付費等は、直近の給付費をベースとして算定しています。

その他の経費は、令和3年度の実績をもとに、臨時的経費、特定技能外国人雇用経費支払い額を加算して算出している。

斜里町よりの助成	63,093,000	福祉医療機構借入金：100,000,000
令和4年5月実行済		令和4年7月実行済

基準：6千万円	06千万円以下の場合は色が変わります。
基準：1億2千万円	12千万円以下の場合は色が変わります。

社会福祉法人 斜里福祉会 資金収支見込(改革前)

令和5年度

		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
障害事業収入		25,000,000	25,000,000	25,000,000	25,000,000	25,000,000	25,000,000	25,000,000	25,000,000	25,000,000	25,000,000	25,000,000	25,000,000
介護事業収入（やすらぎ特養除く）		20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000
	稼働率	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95
介護事業収入（やすらぎ ベース）		14,000,000	14,000,000	14,000,000	14,000,000	14,000,000	14,000,000	14,000,000	14,000,000	14,000,000	14,000,000	14,000,000	14,000,000
介護事業収入（やすらぎ 増加分）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ユニット増加数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ユニット稼働総数	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
その他収入		500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
事業活動収入		59,500,000	59,500,000	59,500,000	59,500,000	59,500,000	59,500,000	59,500,000	59,500,000	59,500,000	59,500,000	59,500,000	59,500,000

		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
人件費支出（ベース分）		25,000,000	35,000,000	33,000,000	33,000,000	33,000,000	33,000,000	33,000,000	33,000,000	33,000,000	33,000,000	33,000,000	33,000,000
人件費支出（増加分）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	増加人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業費支出		11,500,000	11,500,000	11,500,000	11,500,000	11,500,000	11,500,000	11,500,000	11,500,000	11,500,000	11,500,000	11,500,000	11,500,000
事務費支出		8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000
就労支援事業費		1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
利用者負担軽減額		250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000
その他支出		1,040,000	12,040,000	26,040,000	1,040,000	2,090,000	20,546,385	5,340,000	1,040,000	26,040,000	1,040,000	28,400,000	28,546,385
事業活動支出		46,990,000	67,990,000	79,990,000	54,990,000	56,040,000	74,496,385	59,290,000	54,990,000	79,990,000	54,990,000	82,350,000	82,496,385
その他支出説明			退職金積立 11,000,000 支援委託＋家賃 540,000	賞与 25,000,000 支援委託＋家賃 540,000		利息 1,050,000 支援委託＋家賃 540,000	北洋銀行 19,506,385 支援委託＋家賃 540,000	寒冷地手当 4,300,000 支援委託＋家賃 540,000		賞与 25,000,000 支援委託＋家賃 540,000		医療機構 27,360,000 支援委託＋家賃 540,000	北洋 19,506,385 支援委託＋家賃＋決算手当 8,540,000
	収支増減	12,510,000	-8,490,000	-20,490,000	4,510,000	3,460,000	-14,996,385	210,000	4,510,000	-20,490,000	4,510,000	-22,850,000	-22,996,385
	収支累計	12,510,000	4,020,000	-16,470,000	-11,960,000	-8,500,000	-23,496,385	-23,286,385	-18,776,385	-39,266,385	-34,756,385	-57,606,385	-80,602,770
	手持資金	-47,520,479	-35,010,479	-43,500,479	-63,990,479	-59,480,479	-56,020,479	-71,016,864	-70,806,864	-66,296,864	-86,786,864	-82,276,864	-105,126,864
基準6千万円	手持資金残高	-35,010,479	-43,500,479	-63,990,479	-59,480,479	-56,020,479	-71,016,864	-70,806,864	-66,296,864	-86,786,864	-82,276,864	-105,126,864	-128,123,249
	借入金・補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基準：1億2千万円	手持資金	238,082,521	229,592,521	209,102,521	213,612,521	217,072,521	202,076,136	202,286,136	206,796,136	186,306,136	190,816,136	167,966,136	144,969,751

* 算出根拠

やすらぎの苑 介護給付費 1ユニット増えるごとに400万円を追加する。

やすらぎの苑以外の介護給付費等は、直近の給付費をベースとして算定しています。

その他の経費は、令和4年度の実績をもとに、臨時的経費を加算して算出している。

斜里町よりの助成	0
----------	---

基準：6千万円	06千万円以下の場合は色が変わります。
基準：1億2千万円	12千万円以下の場合は色が変わります。

社会福祉法人 斜里福祉会 資金収支見込(改革前)

令和6年度

		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
障害事業収入		25,000,000	25,000,000	25,000,000	25,000,000	25,000,000	25,000,000	25,000,000	25,000,000	25,000,000	25,000,000	25,000,000	25,000,000
介護事業収入（やすらぎ特養除く）		20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000
	稼働率	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95
介護事業収入（やすらぎ ベース）		14,000,000	14,000,000	14,000,000	14,000,000	14,000,000	14,000,000	14,000,000	14,000,000	14,000,000	14,000,000	14,000,000	14,000,000
介護事業収入（やすらぎ 増加分）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ユニット増加数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ユニット稼働総数	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
その他収入		500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
事業活動収入		59,500,000	59,500,000	59,500,000	59,500,000	59,500,000	59,500,000	59,500,000	59,500,000	59,500,000	59,500,000	59,500,000	59,500,000

		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
人件費支出（ベース分）		33,000,000	33,000,000	33,000,000	33,000,000	33,000,000	33,000,000	33,000,000	33,000,000	33,000,000	33,000,000	33,000,000	33,000,000
人件費支出（増加分）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	増加人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業費支出		12,000,000	12,000,000	12,000,000	12,000,000	12,000,000	12,000,000	12,000,000	12,000,000	12,000,000	12,000,000	12,000,000	12,000,000
事務費支出		8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000
就労支援事業費		1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
利用者負担軽減額		250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000
その他支出		1,040,000	12,040,000	26,040,000	1,040,000	1,829,300	20,546,385	5,340,000	1,040,000	26,040,000	1,040,000	28,400,000	28,546,385
事業活動支出		55,490,000	66,490,000	80,490,000	55,490,000	56,279,300	74,996,385	59,790,000	55,490,000	80,490,000	55,490,000	82,850,000	82,996,385
その他支出説明			退職金積立 11,000,000 支援委託＋家賃 540,000	賞与 25,000,000 支援委託＋家賃 540,000		利息 789,300 支援委託＋家賃 540,000	北洋銀行 19,506,385 支援委託＋家賃 540,000	寒冷地手当 4,300,000 支援委託＋家賃 540,000		賞与 25,000,000 支援委託＋家賃 540,000		医療機構 27,360,000 支援委託＋家賃 540,000	北洋 19,506,385 支援委託＋家賃＋決算手当 8,540,000
	収支増減	4,010,000	-6,990,000	-20,990,000	4,010,000	3,220,700	-15,496,385	-290,000	4,010,000	-20,990,000	4,010,000	-23,350,000	-23,496,385
	収支累計	4,010,000	-2,980,000	-23,970,000	-19,960,000	-16,739,300	-32,235,685	-32,525,685	-28,515,685	-49,505,685	-45,495,685	-68,845,685	-92,342,070
	手持資金	-128,123,249	-124,113,249	-131,103,249	-152,093,249	-148,083,249	-144,862,549	-160,358,934	-160,648,934	-156,638,934	-177,628,934	-173,618,934	-196,968,934
基準6千万円	手持資金残高	-124,113,249	-131,103,249	-152,093,249	-148,083,249	-144,862,549	-160,358,934	-160,648,934	-156,638,934	-177,628,934	-173,618,934	-196,968,934	-220,465,319
	借入金・補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基準：1億2千万円	手持資金	148,979,751	141,989,751	120,999,751	125,009,751	128,230,451	112,734,066	112,444,066	116,454,066	95,464,066	99,474,066	76,124,066	52,627,681

* 算出根拠

やすらぎの苑以外の介護給付費等は、直近の給付費をベースとして算定しています。
その他の経費は、令和5年度の実績をもとに、臨時的経費を加算して算出している。

斜里町よりの助成	0
----------	---

基準：6千万円	06千万円以下の場合は色が変わります。
基準：1億2千万円	12千万円以下の場合は色が変わります。

社会福祉法人 斜里福祉会 資金収支見込(GH移転後)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
障害事業収入		300,398,218	300,000,000	300,000,000
介護事業収入（やすらぎ特養除く）		237,782,489	240,000,000	240,000,000
介護事業収入（やすらぎ ベース）		170,906,455	168,000,000	168,000,000
その他収入		48,492,084	13,920,000	14,640,000
事業活動収入		757,579,246	721,920,000	722,640,000

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
人件費支出（ベース分）		527,140,628	380,000,000	386,000,000
事業費支出		133,295,281	197,800,000	203,300,000
事務費支出		95,073,155	90,500,000	90,000,000
就労支援事業費		13,608,183	14,400,000	14,400,000
利用者負担軽減額		3,451,874	3,000,000	3,000,000
その他支出		110,339,158	87,902,770	87,642,070
事業活動支出		882,908,279	773,602,770	784,342,070
	収支増減	-125,329,033	-51,682,770	-61,702,070
基準：1億2千万円	手持資金	225,572,521	173,889,751	112,187,681

社会福祉法人 斜里福祉会 資金収支見込(GH移転後)

令和4年度

		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
障害事業収入		23,270,900	26,508,918	25,050,153	25,890,209	24,691,940	24,522,539	26,512,806	24,229,274	26,521,479	25,000,000	23,000,000	25,200,000
介護事業収入（やすらぎ特養除く）		18,935,942	18,062,563	20,390,089	18,857,240	18,760,960	20,169,551	20,905,018	19,528,409	22,672,717	20,000,000	19,000,000	20,500,000
	稼働率	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95
介護事業収入（やすらぎ ベース）		15,097,212	15,487,414	14,962,301	14,664,103	14,254,665	14,738,822	14,324,761	14,097,462	13,779,715	13,500,000	12,500,000	13,500,000
介護事業収入（やすらぎ 増加分）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ユニット増加数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ユニット稼働総数	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
その他収入		443,600	4,921,040	1,361,076	669,370	623,281	9,638,067	2,517,248	691,145	593,633	210,000	630,000	26,193,624
事業活動収入		57,747,654	64,979,935	61,763,619	60,080,922	58,330,846	69,068,979	64,259,833	58,546,290	63,567,544	58,710,000	55,130,000	85,393,624

		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
人件費支出（ベース分）		25,564,304	47,068,523	69,732,682	35,941,747	35,623,719	36,421,871	40,080,106	38,735,910	74,471,766	38,500,000	35,000,000	50,000,000
人件費支出（増加分）		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	増加人数	12	外国人就労			0	0	0	0	0	0	0	0
事業費支出		8,987,587	11,550,781	10,101,355	9,709,299	9,831,450	11,583,414	11,160,670	11,723,138	13,647,587	13,500,000	10,500,000	11,000,000
事務費支出		9,838,190	6,763,619	6,179,588	10,264,912	9,038,345	10,460,326	6,839,841	6,618,597	6,013,817	8,355,920	7,200,000	7,500,000
就労支援事業費		994,323	970,735	1,096,155	959,723	1,301,443	1,342,967	1,281,196	1,130,712	1,130,929	1,200,000	1,000,000	1,200,000
利用者負担軽減額		264,553	260,468	262,547	281,277	350,089	313,803	333,656	310,645	324,836	250,000	250,000	250,000
その他支出		1,296,744	506,173	491,846	494,502	1,824,555	21,471,528	1,312,650	496,185	4,161,731	1,040,000	28,537,894	48,705,350
事業活動支出		46,945,701	67,120,299	87,864,173	57,651,460	57,969,601	81,593,909	61,008,119	59,015,187	99,750,666	62,845,920	82,487,894	118,655,350
その他支出説明			退職金積立 11,000,000 外国人旅費等+家賃 840,000	賞与 30,000,000 支援委託+家賃 540,000		利息 1,316,000 紹介料等+家賃 3,640,000	北洋銀行 19,506,385 紹介料等+家賃 3,640,000	寒冷地手当 4,300,000 紹介料等+家賃 3,640,000		賞与 30,000,000 支援委託+家賃 540,000		医療機構 27,630,000 支援委託+家賃 540,000	北洋 19,506,385 支援委託+家賃+決算手当 8,540,000
	収支増減	10,801,953	-2,140,364	-26,100,554	2,429,462	361,245	-12,524,930	3,251,714	-468,897	-36,183,122	-4,135,920	-27,357,894	-33,261,726
	収支累計	10,801,953	8,661,589	-17,438,965	-15,009,503	-14,648,258	-27,173,188	-23,921,474	-24,390,371	-60,573,493	-64,709,413	-92,067,307	-125,329,033
	手持資金	77,808,554	88,610,507	86,470,143	60,369,589	62,799,051	63,160,296	50,635,366	53,887,080	53,418,183	17,235,061	13,099,141	-14,258,753
基準6千万円	手持資金残高	88,610,507	86,470,143	60,369,589	62,799,051	63,160,296	50,635,366	53,887,080	53,418,183	17,235,061	13,099,141	-14,258,753	-47,520,479
	借入金・補助金	0	63,093,000	0	100,000,000	0	0	0	0	0	0	0	0
基準：1億2千万円	手持資金	198,610,507	259,563,143	233,462,589	335,892,051	336,253,296	323,728,366	326,980,080	326,511,183	290,328,061	286,192,141	258,834,247	225,572,521

* 算出根拠

やすらぎの苑 介護給付費 1ユニット増えるごとに400万円を追加する。

やすらぎの苑以外の介護給付費等は、直近の給付費をベースとして算定しています。

その他の経費は、令和3年度の実績をもとに、臨時的経費、特定技能外国人雇用経費支払い額を加算して算出している。

斜里町よりの助成	63,093,000	福祉医療機構借入金：100,000,000
----------	------------	-----------------------

令和4年5月実行済

令和4年7月実行済

基準：6千万円	06千万円以下の場合は色が変わります。
基準：1億2千万円	12千万円以下の場合は色が変わります。

社会福祉法人 斜里福祉会 資金収支見込(GH移転後)

令和5年度

		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
障害事業収入		25,000,000	25,000,000	25,000,000	25,000,000	25,000,000	25,000,000	25,000,000	25,000,000	25,000,000	25,000,000	25,000,000	25,000,000
介護事業収入（やすらぎ特養除く）		20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000
	稼働率	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95
介護事業収入（やすらぎ ベース）		14,000,000	14,000,000	14,000,000	14,000,000	14,000,000	14,000,000	14,000,000	14,000,000	14,000,000	14,000,000	14,000,000	14,000,000
介護事業収入（やすらぎ 増加分）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ユニット増加数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ユニット稼働総数	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
その他収入		500,000	1,220,000	1,220,000	1,220,000	1,220,000	1,220,000	1,220,000	1,220,000	1,220,000	1,220,000	1,220,000	1,220,000
事業活動収入		59,500,000	60,220,000	60,220,000	60,220,000	60,220,000	60,220,000	60,220,000	60,220,000	60,220,000	60,220,000	60,220,000	60,220,000

		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
人件費支出（ベース分）		25,000,000	34,000,000	32,000,000	32,000,000	32,000,000	32,000,000	32,000,000	32,000,000	33,000,000	32,000,000	32,000,000	32,000,000
人件費支出（増加分）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	増加人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業費支出		11,500,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000
事務費支出		8,000,000	7,500,000	7,500,000	7,500,000	7,500,000	7,500,000	7,500,000	7,500,000	7,500,000	7,500,000	7,500,000	7,500,000
就労支援事業費		1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
利用者負担軽減額		250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000
その他支出		1,040,000	12,040,000	26,040,000	1,040,000	2,090,000	20,546,385	5,340,000	1,040,000	26,040,000	1,040,000	28,400,000	28,546,385
事業活動支出		46,990,000	65,990,000	77,990,000	52,990,000	54,040,000	72,496,385	57,290,000	52,990,000	78,990,000	52,990,000	80,350,000	80,496,385
その他支出説明			退職金積立 11,000,000 支援委託＋家賃 540,000	賞与 25,000,000 支援委託＋家賃 540,000		利息 1,050,000 支援委託＋家賃 540,000	北洋銀行 19,506,385 支援委託＋家賃 540,000	寒冷地手当 4,300,000 支援委託＋家賃 540,000		賞与 25,000,000 支援委託＋家賃 540,000		医療機構 27,360,000 支援委託＋家賃 540,000	北洋 19,506,385 支援委託＋家賃＋決算手当 8,540,000
	収支増減	12,510,000	-5,770,000	-17,770,000	7,230,000	6,180,000	-12,276,385	2,930,000	7,230,000	-18,770,000	7,230,000	-20,130,000	-20,276,385
	収支累計	12,510,000	6,740,000	-11,030,000	-3,800,000	2,380,000	-9,896,385	-6,966,385	263,615	-18,506,385	-11,276,385	-31,406,385	-51,682,770
	手持資金	-47,520,479	-35,010,479	-40,780,479	-58,550,479	-51,320,479	-45,140,479	-57,416,864	-54,486,864	-47,256,864	-66,026,864	-58,796,864	-78,926,864
基準6千万円	手持資金残高	-35,010,479	-40,780,479	-58,550,479	-51,320,479	-45,140,479	-57,416,864	-54,486,864	-47,256,864	-66,026,864	-58,796,864	-78,926,864	-99,203,249
	借入金・補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基準：1億2千万円	手持資金	238,082,521	232,312,521	214,542,521	221,772,521	227,952,521	215,676,136	218,606,136	225,836,136	207,066,136	214,296,136	194,166,136	173,889,751

* 算出根拠

やすらぎの苑 介護給付費 1ユニット増えるごとに400万円を追加する。

やすらぎの苑以外の介護給付費等は、直近の給付費をベースとして算定しています。

その他の経費は、令和4年度の実績をもとに、臨時的経費を加算して算出している。

斜里町よりの助成	0
----------	---

基準：6千万円	06千万円以下の場合は色が変わります。
基準：1億2千万円	12千万円以下の場合は色が変わります。

社会福祉法人 斜里福祉会 資金収支見込(GH移転後)

令和6年度

		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
障害事業収入		25,000,000	25,000,000	25,000,000	25,000,000	25,000,000	25,000,000	25,000,000	25,000,000	25,000,000	25,000,000	25,000,000	25,000,000
介護事業収入（やすらぎ特養除く）		20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000	20,000,000
	稼働率	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95	95
介護事業収入（やすらぎ ベース）		14,000,000	14,000,000	14,000,000	14,000,000	14,000,000	14,000,000	14,000,000	14,000,000	14,000,000	14,000,000	14,000,000	14,000,000
介護事業収入（やすらぎ 増加分）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ユニット増加数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ユニット稼働総数	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
その他収入		1,220,000	1,220,000	1,220,000	1,220,000	1,220,000	1,220,000	1,220,000	1,220,000	1,220,000	1,220,000	1,220,000	1,220,000
事業活動収入		60,220,000	60,220,000	60,220,000	60,220,000	60,220,000	60,220,000	60,220,000	60,220,000	60,220,000	60,220,000	60,220,000	60,220,000

		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月
人件費支出（ベース分）		32,000,000	33,000,000	32,000,000	32,000,000	32,000,000	32,000,000	32,000,000	32,000,000	33,000,000	32,000,000	32,000,000	32,000,000
人件費支出（増加分）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	増加人数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業費支出		11,500,000	11,500,000	11,500,000	11,500,000	11,500,000	11,500,000	11,500,000	11,500,000	11,500,000	11,500,000	11,500,000	11,500,000
事務費支出		7,500,000	7,500,000	7,500,000	7,500,000	7,500,000	7,500,000	7,500,000	7,500,000	7,500,000	7,500,000	7,500,000	7,500,000
就労支援事業費		1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
利用者負担軽減額		250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000	250,000
その他支出		1,040,000	12,040,000	26,040,000	1,040,000	1,829,300	20,546,385	5,340,000	1,040,000	26,040,000	1,040,000	28,400,000	28,546,385
事業活動支出		53,490,000	65,490,000	78,490,000	53,490,000	54,279,300	72,996,385	57,790,000	53,490,000	79,490,000	53,490,000	80,850,000	80,996,385
その他支出説明			退職金積立 11,000,000 支援委託＋家賃 540,000	賞与 25,000,000 支援委託＋家賃 540,000		利息 789,300 支援委託＋家賃 540,000	北洋銀行 19,506,385 支援委託＋家賃 540,000	寒冷地手当 4,300,000 支援委託＋家賃 540,000		賞与 25,000,000 支援委託＋家賃 540,000		医療機構 27,360,000 支援委託＋家賃 540,000	北洋 19,506,385 支援委託＋家賃＋決算手当 8,540,000
	収支増減	6,730,000	-5,270,000	-18,270,000	6,730,000	5,940,700	-12,776,385	2,430,000	6,730,000	-19,270,000	6,730,000	-20,630,000	-20,776,385
	収支累計	6,730,000	1,460,000	-16,810,000	-10,080,000	-4,139,300	-16,915,685	-14,485,685	-7,755,685	-27,025,685	-20,295,685	-40,925,685	-61,702,070
	手持資金	-99,203,249	-92,473,249	-97,743,249	-116,013,249	-109,283,249	-103,342,549	-116,118,934	-113,688,934	-106,958,934	-126,228,934	-119,498,934	-140,128,934
基準6千万円	手持資金残高	-92,473,249	-97,743,249	-116,013,249	-109,283,249	-103,342,549	-116,118,934	-113,688,934	-106,958,934	-126,228,934	-119,498,934	-140,128,934	-160,905,319
	借入金・補助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基準：1億2千万円	手持資金	180,619,751	175,349,751	157,079,751	163,809,751	169,750,451	156,974,066	159,404,066	166,134,066	146,864,066	153,594,066	132,964,066	112,187,681

* 算出根拠

やすらぎの苑以外の介護給付費等は、直近の給付費をベースとして算定しています。

その他の経費は、令和5年度の実績をもとに、臨時的経費を加算して算出している。

斜里町よりの助成	0
----------	---

基準：6千万円	06千万円以下の場合は色が変わります。
基準：1億2千万円	12千万円以下の場合は色が変わります。

短期入所生活介護 経費算出内訳（算出根拠）

（収入）

平成28年度を試算の基準とした。

項目	説明（算出根拠）	按分	年額	月額（平均）
収入	介護保険・利用者負担・斜里町補助（不足分）		25,355,660	2,112,972
	利用者負担分		9,770,430	814,203
	斜里町補助（支出に対する不足分）		10,653,910	887,826
	収入合計		45,780,000	3,815,000

（支出）

項目	説明（算出根拠）	按分	年額	月額（平均）
【人件費支出】	職員俸給	100%	7,800,000	650,000
	職員諸手当	100%	4,300,000	358,333
	非常勤職員給与	100%	13,000,000	1,083,333
	退職共済掛金	100%	1,400,000	116,667
	法定福利費	100%	4,000,000	333,333
【事務費支出】	福利厚生費	11%	130,000	10,833
	旅費交通費	11%	5,000	417
	研修費	11%	100,000	8,333
	消耗品費	11%	40,000	3,333
	印刷製本費	11%	16,000	1,333
	修繕費	11%	200,000	16,667
	通信運搬費	11%	80,000	6,667
	広報費	11%	5,000	417
	委託費	11%	3,400,000	283,333
	保守料	11%	350,000	29,167
	手数料	11%	30,000	2,500
	租税公課	11%	1,000	83
	渉外費	11%	2,000	167
	諸会費	11%	11,000	917
	共済会会員掛金	100%	190,000	15,833
	雑費	11%	25,000	2,083
【事業費支出】	給食費	100%	2,500,000	208,333
	保健衛生費	11%	276,000	23,000
	教養娯楽費	11%	50,000	4,167
	日用品費	11%	25,000	2,083
	水道光熱費	11%	2,700,000	225,000
	車輛燃料費	11%	80,000	6,667
	介護用品費	11%	700,000	58,333
	その他の消耗品費	11%	250,000	20,833
	保険料	11%	140,000	11,667
	賃借料	11%	500,000	41,667
	車輛費	11%	100,000	8,333
	雑費	11%	24,000	2,000
【減価償却費】	基本建物減価償却費	11%	3,150,000	262,500
	車輛運搬具減価償却費	11%	200,000	16,667
	支出計		45,780,000	3,815,000

（按分の考え方）

直接の費用に対するものの按分（人件費等）	100%
施設全体の経費に呈するものの按分（1ユニット／9ユニット＝11%）	11%

やすらぎの苑 短期入所 稼働率

20230203 作成 (林川)

年度	定員	実人員	稼働率(%)	備考
H19年度	10	7	70.04	
H20年度	10	7	108.73	
H21年度	10	7	110.09	
H22年度	10	7	109.43	
H23年度	10	7	101.88	
H24年度	10	10	64.05	
H25年度	10	10	0	未稼働
H26年度	10	10	54.8	稼働10カ月
H27年度	10	10	68.9	
H28年度	10	10	82.1	
H29年度	10	10	15.6	稼働3カ月
H30年度	10	10	76.3	
R1年度	10	10	51.7	稼働10カ月
R2年度	10	10	0	未稼働
R3年度	10	10	0	未稼働
R4年度	10	10	0	未稼働

* 稼働率 = 延べ日数 ÷ 実人員 ÷ 365日 (年間日数)

2023年 2月 28日

斜里町長 馬場 隆様

社会福祉法人 斜里福祉会

理事長 木村好伸

「老人短期入所事業」に係る助成について（ご依頼）

謹啓 厳冬の中にも春の訪れを感じる時節となりました。貴職におかれては益々ご清栄にてご活躍の事と拝察申し上げます。日頃は、当法人の運営に対し、深いご理解とご支援を賜りますこと厚く御礼を申し上げます。

さて早速ですが、各方面より要望があります「老人短期入所事業」につきまして、現在、再開を検討しておりますが、「老人短期入所事業」の運営に関しましては不採算事業となることから、斜里町社会福祉法人助成条例第4条に基づき、「損失部分の助成」をご依頼するものであります。

謹 白

記

- 1, 内 容 老人短期入所事業の損失部分に関する補助金の支出
- 2, 理由書 別紙添付
- 3, 担当者 社会福祉法人 斜里福祉会 常務理事 林川 渉

以 上

2023年2月28日

斜里町長 馬場隆様

社会福祉法人 斜里福祉会

理事長 木村好伸

「老人短期入所事業」に係る助成について（理由書）

下記の理由により、助成金の支出を検討頂きたいをお願いを申し上げます。

敬具

記

- 1, 理 由 現在、老人短期入所事業を休止致しておりますが、各方面からの要望や法人の責務を勘案し、短期入所事業の再開を検討しております。しかし、老人短期入所事業に関しては不採算事業となる可能性が非常に高く、まして運営再開後1年間は損失が特に多いものと思われます。

以上の事から、大変経営状況が厳しい当法人としては、なおさら経営を圧迫する状況となりますことから、短期入所事業の運営において損失が出る場合に対して助成を戴きたくお願い申し上げる次第です。

- 2, 対 象 短期入所事業（令和5年9月再開予定）
3, 添付書 ①短期入所事業 経費算出 内訳（項目）

以上

2023年 2月 28日

斜里町長 馬場 隆様

社会福祉法人 斜里福祉会

理事長 木村好伸

障害者入所支援施設「日の出学園」の市街地移設について（お願い）

謹啓 厳冬の中にも春の訪れを感じる時節となりました。貴職におかれましては、益々、ご清栄にてご活躍の事と拝察申し上げます。日頃は、当法人の運営等に対し、深いご理解とご支援を賜りますこと厚く御礼を申し上げます。

さて早速ですが、当法人は平成元年「日の出学園」設立とともに歩んでまいりましたが、障がい者に対する取り組みは大きく変わり、日本の障害者福祉は2022年9月に国連より障害者権利条約に基づく「勧告」がなされることとなりました。障害者権利条約第19条は、障がいを持った方が「施設から地域に出て自立した生活を送る」ことを定めた条文と云われますが、その観点からすれば、「日の出学園」は残念ながら「地域に出て自立した生活を送る」環境とはなっておりません。また、斜里町「峰浜」は大変すばらしい環境であることは間違いありませんが、「人材の確保」や「事業所運営」といった面からも、運営の厳しさは避けられない状況です。

つきましては、今後策定される予定の「障害福祉計画」等へ「日の出学園の移設」を含む計画の立案を戴き、「障がいの方が地域に出て、安心・安全に暮らすことが出来る生活拠点」の整備をお願いするものであります。

今後とも、障がい者福祉に対してさらなるご理解とご協力を賜りますことを、お願い申し上げます。

敬具

2023年 2月 27日

斜里町長 馬場 隆様

社会福祉法人 斜里福祉会

理事長 木村好伸

福祉介護人材の確保に関する支援について（お願い）

謹啓 厳冬の中にも春の訪れを感じる時節となりました。貴職におかれましては、益々、ご清栄にてご活躍の事と拝察申し上げます。日頃は、当法人の運営等に対し、深いご理解とご支援を賜りますこと厚く御礼を申し上げます。

さて早速ですが、少子化・過疎化を迎え、福祉人材確保は全国的に困難を極めております。東京等の都心においても、福祉人材の確保が困難をきたす中、「紹介業者」からの人材確保による紹介料等が経営を圧迫し倒産する介護事業所が出始めています。

その様な中、当法人においても人材の確保がいよいよ厳しく、外国人材の力を借りて運営を行うしかない状況となっており、「仲介業者」等への手数料や人材育成に、多くの費用がかかっております。

つきましては、斜里町の福祉を担う「人材確保」について、斜里町長に対し下記の支援をお願いするものであります。この事に関して、既に平成24年10月10日付 斜里町長名で合意がなされました「特別養護老人ホームの定員増に関する基本合意書」第3条にも示されておりますので、何卒、早めのご協議を戴きますようお願いを申し上げます。

尚、参考になればと思い、下記2カ所の事例を添付させていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

- 1, 支援の内容
 - ①人材紹介料補助（特定職員含）
 - ②就業祝補助
 - ③その他人材確保に対する補助
- 2, 事例
 - ①斜里郡清里町「清楽園」「老健」の事例（別紙をご覧ください）
⇒半額を清里町が助成
 - ②あきる野市の事例（別紙をご覧ください）

以上

2023年 2月 28日

斜里町長 馬場 隆様

社会福祉法人 斜里福祉会

理事長 木村好伸

「斜里町社会福祉法人助成条例」及び「特別養護老人ホームの定員増に関する基本合意書」に基づく「資金の貸付」について（ご依頼）

謹啓 厳冬の中にも春の訪れを感じる時節となりました。貴職におかれましては、益々、ご清栄にてご活躍の事と拝察申し上げます。日頃は、当法人の運営等に対し、深いご理解とご支援を賜りますこと厚く御礼を申し上げます。

さて早速ですが、標記に関して別紙「理由書」を添え貸付のご依頼をさせて頂きたく、善処戴きますようお願いを申し上げます。

謹 白

記

- 1, 内 容 資金の貸付 詳細は別紙を参照下さい。
- 2, 理由書 別紙添付
- 3, 担当者 社会福祉法人 斜里福祉会 常務理事 林川 渉

以 上

2023年 2月 27日

斜里町長 馬場隆様

社会福祉法人 斜里福祉会
理事長 木村好伸

資金貸付に関する理由書

下記の理由により、資金の貸し付けを戴きたくお願いを申し上げます。

敬具

記

1, 理 由 既にご存じの通り、当法人の運営に関しては大変厳しい状況となっております。

その理由と致しましては、数年前からの人材および資金不足、また、コロナウイルス感染による利用率低下等によるものです。その状況に対応するため、行政をはじめとして福祉医療機構等から借入れを行い、職員の確保や運営の安定化を図り、2年間で75名の職員が入職し、以前より職員は50名程増加。現在運営している事業については安定してまいりました。

福祉事業は公的保険等からの給付で運営するものですが、たとえ満床で運営したとしても余剰金が多く出る仕組みとはなっておりません。その上、当法人の返済状況を鑑みた時、建築物の償還スケジュールが早いこと、急場をしのぐための運転資金借入れ返済が重なることなどから、今後返済に困難をきたす状況が想定されます。

当然、法人として経営努力は鋭意行い返済をしてまいりますが、福祉事業の性質上、今後、「年間の返済総額」があまりにも多い期間については、法人の返済能力を超えてしまい、全額返済が出来ないと思われますので、行政に対して、「斜里町社会福祉法人助成条例」第2条、並びに「特別養護老人ホームの定員増に関する基本合意書」第5条（特殊事情に対する措置）に基づく「資金の貸し付け」をお願いするものであります。

2, 貸付額 別紙のとおり（「借入計画書」及び「返済計画書」を参照して下さい）

3, 添付書 ①「斜里町社会福祉法人助成条例」

②「特別養護老人ホームの定員増に関する基本合意書」

③「借入計画書」及び「返済計画書」

以上

「借入計画書」及び「返済計画書」（法人：年３０００万円返済）

20230227 作成

	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度	令和１２年度	令和１３年度	令和１４年度
銀行等への返済額	63,396,219	63,667,087	63,940,211	74,082,616	42,333,401	47,287,249	47,410,155	31,452,000	22,605,000	6,552,000
斜里町からの貸付額	33,396,219	33,667,087	33,940,211	44,082,616	12,333,401	17,287,249	17,410,155	1,452,000	0	0
法人の支払額	30,000,000	30,000,000	30,000,000	30,000,000	30,000,000	30,000,000	30,000,000	30,000,000	30,000,000	30,000,000
斜里町への返済額	0	0	0	0	0	0	0	0	7,395,000	23,448,000

	令和１５年度	令和１６年度	令和１７年度	令和１８年度	令和１９年度	令和２０年度	令和２１年度	令和２２年度	令和２３年度	令和２４年度
銀行等への返済額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
斜里町からの貸付額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法人の支払額	30,000,000	30,000,000	30,000,000	30,000,000	30,000,000	12,725,938	0	0	0	0
斜里町への返済額	30,000,000	30,000,000	30,000,000	30,000,000	30,000,000	12,725,938	0	0	0	0

令和４年度末 銀行等借入金合計	462,725,938
-----------------	-------------

銀行等への返済額	(総額)	462,725,938
斜里町からの貸付額	(総額)	193,568,938
法人の支払額	(総額)	462,725,938
斜里町への返済額	(総額)	193,568,938 (円)

募集要項

医師招聘

介護職員

看護職員

看護職員

職種	看護師、准看護師（看護職員）
勤務先	北海道斜里郡清里町羽衣町 35 番地 35 介護老人保健施設きよさと
勤務時間	日勤 8：15～17：00 早出 6：00～14：45 遅出 10：45～19：30 夜勤 15：15～8：45
必要な資格	看護師、准看護師及び普通自動車免許（取得見込可）
給与	◆准看護師 基本給（初任）：164,200円 職務手当：15,000円 新卒手当：30,000円 小計：209,200円 ◆看護師（3年課程） 基本給（初任）：185,900円 職務手当：15,000円 新卒手当：30,000円 小計：230,900円 ◆保健師（4年課程） 基本給（初任）：206,600円 職務手当：15,000円 新卒手当：30,000円 小計：251,600円
手当	扶養手当：配偶者13,000円、その他の扶養者6,500円～ 住居手当：家賃の約1/2（上限27,000円） 時間外手当：時間給×1.25～1.75 寒冷地手当：10,340円～26,380円/月（11月～3月まで支給） 宿直手当：4,200円/回 夜勤手当：7,413円～/回

賞与 4.2ヶ月分/年 (6月 2.025ヶ月、12月 2.175ヶ月)

昇給 年1回(1月)

加入保険 健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険、退職共済

備考

- ・ 社会福祉協議会が清里町から委託を受け、運営している老健施設であり、勤務条件等は地方公務員に準じています。(週休2日制)
- ・ 看護師が当施設に正職として就職した場合(中途採用含む)、就業支度金として100万円年間従事した場合、償還免除)を貸与します。(准看護師の場合は、70万円)
- ・ 新卒者については、1年目は月額30,000円(2年目は月額20,000円、3年目は月額10,000円)が清里町より支給されます。

選考方法 1次試験：書類選考
2次試験：作文、面接

応募方法 応募フォームよりご連絡ください。

問
い
合
わ
せ
し
て
み
る

[エントリーはこちら](#)

[この募集要項のページを別ウィンドウで開く](#)

リハビリ職員

介護老人保健施設 きよさと

[介護職員](#) [看護職員](#) [リハビリ職員](#) [採用サイト](#)

Copyright © 介護老人保健施設 きよさと All Rights Reserved.

修学資金貸与制度について

社会福祉法人清里町福社会では、当施設の介護職員及び地域福祉人材の育成を図るために、介護福祉士の資格を取得しようとする方が短大・専門学校に入学するときに修学資金を貸与する制度です。

卒業して、当法人の施設に3年以上勤務したときは、貸与を受けた修学資金の返済が免除されます。

【制 度 概 要】

受 付 期 間	随時受け付けています。
貸 与 額	年間 1,000,000円（2年間で2,000,000円） 貸与額を2回（5月、10月）で貸与します。（無利子貸与）
貸 与 期 間	短大、専門学校修学（入学～卒業）期間の2年間
対 象 費 用	学費及びその他の経費
貸 与 条 件	心身が健全で成績が優秀な方で 1) 卒業後、当施設で介護福祉士として勤務可能な方 2) 卒業後、介護福祉士として地域福祉に貢献できる方
返 済 免 除	卒業後、直ちに当施設の介護福祉士として3年以上勤務したときは、貸与金の返還を免除します。
返 済 項 目	1) 卒業後、当施設の職員にならなかったとき 2) 退学若しくは修学を継続する見込みが無くなったとき 3) 学業成績が著しく不良のとき
返 済 期 間	上記の事由が生じたときから5年以内に貸与額を返済していただきます。
猶 予	災害、病気その他やむを得ない理由で返済が困難なときは返済を猶予します。

【問い合わせ先】

斜里郡清里町水元町38番地4

社会福祉法人 清里町福社会

特別養護老人ホーム清楽園、デイサービスセンター清楽園

TEL 0152-25-2323 Fax 0152-25-2612

E-mail ky.seirakuen@comet.ocn.ne.jp

就業支度金貸与制度について

社会福祉法人清里町福祉会では、人材の確保を図ために当施設に勤務しようとする方に、就業支度金を貸与する制度です。

当法人に就業して3年以上勤務したときは、貸与を受けた就業支度金の返済が免除されます。

【制 度 概 要】

申 込	当法人に就業するとき。
貸 与 額	1回 500,000円（無利子貸与） 貸与額は1回で貸与します。
対 象 費 用	引越し費用及びその他の経費
対 象 者	1) 看護師及び准看護師 2) 栄養士及び管理栄養士 3) 社会福祉士及び介護福祉士並びに介護支援専門員 上記、資格を有する方でも次の方は対象外です。 1) 60歳以上の方 2) 過去に当法人の職員であって退職後3年を経過していない方 3) 既に修学支度金を貸与された方
返 済 免 除	当法人に職員として3年以上勤務したときは、貸与金の返還を免除します。
返 済 期 間	職員として採用されたときから3年以内に貸与額を返済していただきます。
猶 予	災害、病気その他やむを得ない理由で返済が困難なときは返済を猶予します。

【問い合わせ先】

斜里郡清里町水元町38番地4

社会福祉法人 清里町福祉会

特別養護老人ホーム清楽園、デイサービスセンター清楽園

TEL 0152-25-2323 Fax 0152-25-2612

E-mail ky.seirakuen@comet.ocn.ne.jp

あきる野市外国人介護人材受入支援事業補助金

～技能実習生を受け入れる介護保険サービス事業所等の経費の一部を補助します～

あきる野市では、第8期あきる野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、市内の介護人材を確保するため、技能実習生を受け入れる市内の介護保険サービス事業所等を運営する法人等に対して、受入れに要する費用の一部について補助します。

1 補助対象者

外国人技能実習生の受入れを行う市内の介護保険サービスを提供する事業所又は施設を運営する法人等

2 補助対象経費

技能実習生を選抜してから雇用するまでの期間における次に掲げる経費とし、監理団体に支払った経費（監理団体を通して送出機関に支払った経費を含む。）とします。

- （1）技能実習計画の作成及び提出に要する経費
- （2）入国に要する経費
- （3）入国前の日本語研修及び介護実技研修に要する経費
- （4）在留資格の申請書類作成に係る経費
- （5）入国後講習に係る費用 等

3 補助金額

補助対象経費の総額のうち、技能実習生1人当たり10万円を限度

4 申請方法・提出書類

次の書類を高齢者支援課介護保険係に提出してください。

- （1）あきる野市外国人介護人材受入支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- （2）あきる野市外国人介護人材受入支援事業補助金交付請求書（様式第3号）
- （3）雇用契約書の写し
- （4）公共職業安定所に提出した雇用保険被保険者資格取得届及び外国人雇用状況届出書
- （5）支出済額内訳書
- （6）監理団体が発行する領収書の写しなど、補助対象経費を支払ったことが確認できる書類

事業の詳細、申請等は下記までお問合せください

<問い合わせ・申請先>

健康福祉部 高齢者支援課 介護保険係
 〒197-0821 あきる野市二宮350番地
 TEL 042-558-1969（直通）
 FAX 042-558-1172
 E メール 050301@akiruno-info.tokyo.jp

(目的)

第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第58条第1項の規定に基づく社会福祉法人に対する助成について必要な事項を定めることを目的とする。

(助成)

第2条 町長は、必要があると認めるときは、社会福祉法人に対し、予算の範囲内において、補助金の交付又は資金の貸付、若しくは財産の譲渡又は貸付を行うことができる。

(助成の対象)

第3条 前条の助成を受けようとする社会福祉法人は、斜里町内において事業を行う社会福祉法人でなければならない。

(申請手続)

第4条 社会福祉法人が、第2条の助成を受けようとするときは、申請書に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 理由書
- (2) 助成を受けようとする事業の計画書及びこれに伴う収支予算書
- (3) その他町長が必要と認める書類

(使用制限等)

第5条 助成を受けた社会福祉法人は、助成に係る補助金を助成の目的以外の用途に使用してはならない。

2 助成を受けた社会福祉法人が前項の規定に違反したときは、町長は、助成を取り消し、又は補助金、その他の財産の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(目的)

第1条 この規則は、斜里町社会福祉法人助成条例(平成24年条例第11号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(助成指令書の交付)

第2条 条例第4条の規定による助成の申請があったときは、町長は、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成指令書を申請者に交付する。

(届出等)

第3条 助成指令を受けた者は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。ただし、第3号又は第4号の場合は、その理由を付し、町長の承認を受けなければならない。

- (1) 事業に着手したとき。
- (2) 事業を完了したとき。
- (3) 事業を変更したとき。
- (4) その他申請書の内容に変更があったとき。

(補助金の交付時期)

第4条 補助金は、事業が完了したときに交付する。ただし、町長が特に必要と認めるときは、その一部若しくは全部を事業の途中において交付することができる。

(助成指令の取消し等)

第5条 助成の指令を受けた者又は既に補助金の交付若しくは資金の貸付等を受けた者が、次の各号の一に該当する場合は、助成指令を取消し、若しくは変更し、又は既に交付した補助金等の全部又は一部の返還を命ずることがある。

- (1) 第3条に定める届出又は承認の手続を怠ったとき。
- (2) 助成の条件その他助成指令書記載の条項に違反したとき。
- (3) その他助成事業を適正に実施しないとき。

(関係例規の適用)

第6条 助成の方法としての町有財産の譲渡、貸付等については、この規則に定めるもののほか、関係町例規に定める手続によるものとする。

(申請書等の様式)

第7条 この規則に定める申請書等の様式は、別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(写)

特別養護老人ホームの定員増に関する基本合意書

第5期斜里町介護保険事業計画で予定している特別養護老人ホームの定員増に関する施設整備を行うにあたり、斜里町長 馬場 隆（以下「甲」という。）と社会福祉法人斜里福祉会理事長 櫻庭 榮（以下「乙」という。）との間において、次の通り基本合意書を交わすものとする。

（基本的事項）

第1条 甲は、第5期斜里町介護保険事業計画において、平成26年度から定員20名の増員を予定していることに関し、その施設整備を乙に依頼するものとする。

（施設整備支援）

第2条 乙は、定員20名の特別養護老人ホームの整備を、地域密着型の施設として整備し、平成26年度中の供用開始に向けて実施するものとする。

- 2 施設整備にあたり、甲は、整備に係る事業費の内、国・北海道交付金及び利用者が負担する居住費を除いた事業費について助成するものとする。
- 3 施設整備にあたっては、乙が同時に併設を予定している関連施設の整備に対し、甲はその実現のため、誠意を持って協力するものとする。
- 4 前項の施設整備に係る建設用地については、甲が無償貸与するものとする。

（人材の確保）

第3条 乙が、前条で整備する特別養護老人ホームの運営にあたり、喫緊の課題となっている介護士及び看護師等の人材確保について、新たな施設の運営上の課題及び地域の課題として認識し、甲は乙と共同の責任において人材の確保に努めるものとする。

- 2 前項の人材確保のための対策にあたっては、甲及び乙はそれぞれの役割を自覚し緊密に協議しながら、具体的でかつ実効性ある対策を実施するものとする。
- 3 甲及び乙は、人材確保のための対策を実施するにあたり必要となる財源については、適時・適切に措置するものとする。

（開設準備経費の支援）

第4条 甲は、乙が整備する特別養護老人ホームの運営について、運営準備のための費用に対する支援を行うものとする。

(特殊事情に対する措置)

第5条 施設の運営開始後に、予測できない経済変動及び雇用環境の変化等により、乙の責に帰すことが出来ない経営上の課題が生じたときは、課題の解決に向けた支援について甲乙協議の上決定するものとする。

(協議の継続)

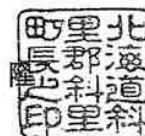
第6条 本合意書に基づき、更に必要な事項及び疑義が生じた場合は、甲、乙誠意を持って協議し解決にあたるものとする。

上記の事項について、双方の合意を証するため本書2通を作成し、各自1通を保持するものとする。

平成24年10月10日

甲：斜里町本町12番地

斜里町長 馬場



乙：斜里町青葉町38番地

社会福祉法人斜里福祉会

理事長 櫻庭



2023年2月28日

斜里町長 馬 場 隆 様

社会福祉法人 斜里福祉会
理事長 木 村 好 伸

斜里福祉会に係る経営改善計画の一部変更について

謹啓 貴職におかれましては益々ご清栄にてご活躍の事と拝察申し上げます。日頃は、当法人の運営に対し、深いご理解とご支援を賜りますこと厚く御礼を申し上げます。

さて早速ですが、本年1月11日に貴職を訪問して「斜里福祉会に係る経営改善計画について」を提出させて頂きましたが、その中で、一部の内容を変更させて頂きますので何卒ご了承下さい。

尚、2月27日に開催した第294回理事会に提出いたしました資料を元に、経営改善計画に関連する文書一式を、ここに改めて提出させて頂きます。

何卒、ご理解を戴きますようお願いを申し上げます。

謹 白

記

1、変更箇所

*経営改善（案）

- 1) やすらぎの苑1階へ、障がい者グループホーム（20）を移設
⇒みずなら・はるにれ・フレンズは閉鎖
- 2) ケアハウス 10床へ減床（20床から10床へ）
- 3) ショートステイ 10床を稼働（令和5年9月予定）
- 4) 特別養護老人ホーム 40床へ減少（60床から40床へ）
・空床型ショートステイを兼ねる。

2、添付資料

- 1) 経営改善計画
- 2) 職員配置（実績）
- 3) 図面
- 4) 収支状況及び見込み
- 5) ショートステイの経費算出内訳
- 6) 1月12日提出させて頂いた文書

以 上

2023年1月11日

斜里町長 馬 場 隆 様

社会福祉法人 斜里福祉会
理事長 木 村 好 伸

斜里福祉会に係る経営改善計画について

謹啓 新春を迎え、貴職におかれては益々ご清栄にてご活躍の事と拝察申し上げます。日頃は、当法人の運営に対し、深いご理解とご支援を賜りますこと厚く御礼を申し上げます。

さて早速ですが、既にご存じの通り当法人はこれまで大きな経営危機を迎える中、行政の甚大なご支援を戴きながら経営を行ってまいりました。本来であれば、斜里町の福祉計画の一端を担う事業所として、現在休止中のサービスについて早急に稼働するようにしなければならないのは重々承知しておりますが、2年前と比べ職員は40名余り増加したものの、少子高齢化による職員確保はより一層厳しさを増し、又、ここ数年来、中堅職員が多数退職した事による現職員の疲弊状況から、来年早々にもやすらぎの苑の支援職リーダー5名が退職する事となり、サービス再開の目途が立たない状況となっております。

その上、サービス休止による赤字が法人全体の経営を圧迫し、また、職員育成費に加え特定技能職員の紹介料等が大きな負担となり経営にのしかかっております。

上記から、現時点での財務状況等を判断しますと、1～2年内には経営破綻をきたすものと思われまので、下記の迅速かつ大胆な「経営改善」を行う他はないと判断するに至りました。

この度は、大変心苦しく、断腸の想いの中での決断でありますので、斜里町長におかれましては、何卒、ご理解を戴き、今後とも相変わらずご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

謹 白

記

1. 経営改善（案）

1) やすらぎの苑1階

- ・特別養護老人ホーム 40床（短期入所は空床型）
- ・ケアハウス 10床（20床から10床へ減床）

2) やすらぎの苑2階へ「日の出学園」を移設

- ・施設入所支援・短期入所支援 計40床（日の出学園を移転）

2. その他

- 1) 1月17日、オホーツク総合振興局との協議を行う予定です。
- 2) 斜里町並びに各方面との協議を行い「実行可能と判断」された場合、2023年度早々にも計画を実行したいと考えております。

以 上

子育て支援センター施設集約化事業

1. 事業目的

地域子育て支援拠点事業を担う子育て支援センターを、ぽると21内へ移設し、妊娠期から子育て期への切れ目のない支援体制の充実を図る。

合わせて、現子育て支援センタースペースを双葉保育園の保育室として改修し、未満児保育の環境向上を図る。

2. 経緯

- (1) 児童福祉と母子保健の連携強化の流れ
- 平成29年に「子育て世代包括支援センター」の市町村設置が努力義務化され、以降、妊娠期から子育て期の保護者への包括的な支援体制の構築、要支援児童、要保護児童への支援強化が国レベルで図られてきている。
 - 令和4年の児童福祉法の改正により、令和6年度から「子ども家庭センター」の新たな仕組みが創設されることとなり、これまでの仕組みを補完し、更に「すべての妊産婦」「子育て世帯」「子ども」を対象とした相談体制機能の充実が求められる。
- (2) 斜里町の児童福祉と母子保健の連携
- 従来より、乳幼児健診や保育園利用に向けての調整会議等を通じて子育て支援センターと母子保健担当では連携をとっており、令和2年度からは子育て支援センター事業への保健福祉専門職のアウトリーチ事業を拡充し、子育て支援事業を充実させてきた。

- 令和4年10月より、ぽると21内に「斜里町子育て世代包括支援センター」を開設しており、今後、寄り添い方の支援の継続的かつ効果的な推進を目指し、子育て支援センターを同一施設へ集約する。
- (3) 双葉保育園の改修
- 施設建設時と比べ3歳未満児の利用が増加しており、よりゆったりとした保育環境の整備が望ましい。

3. 事業概要

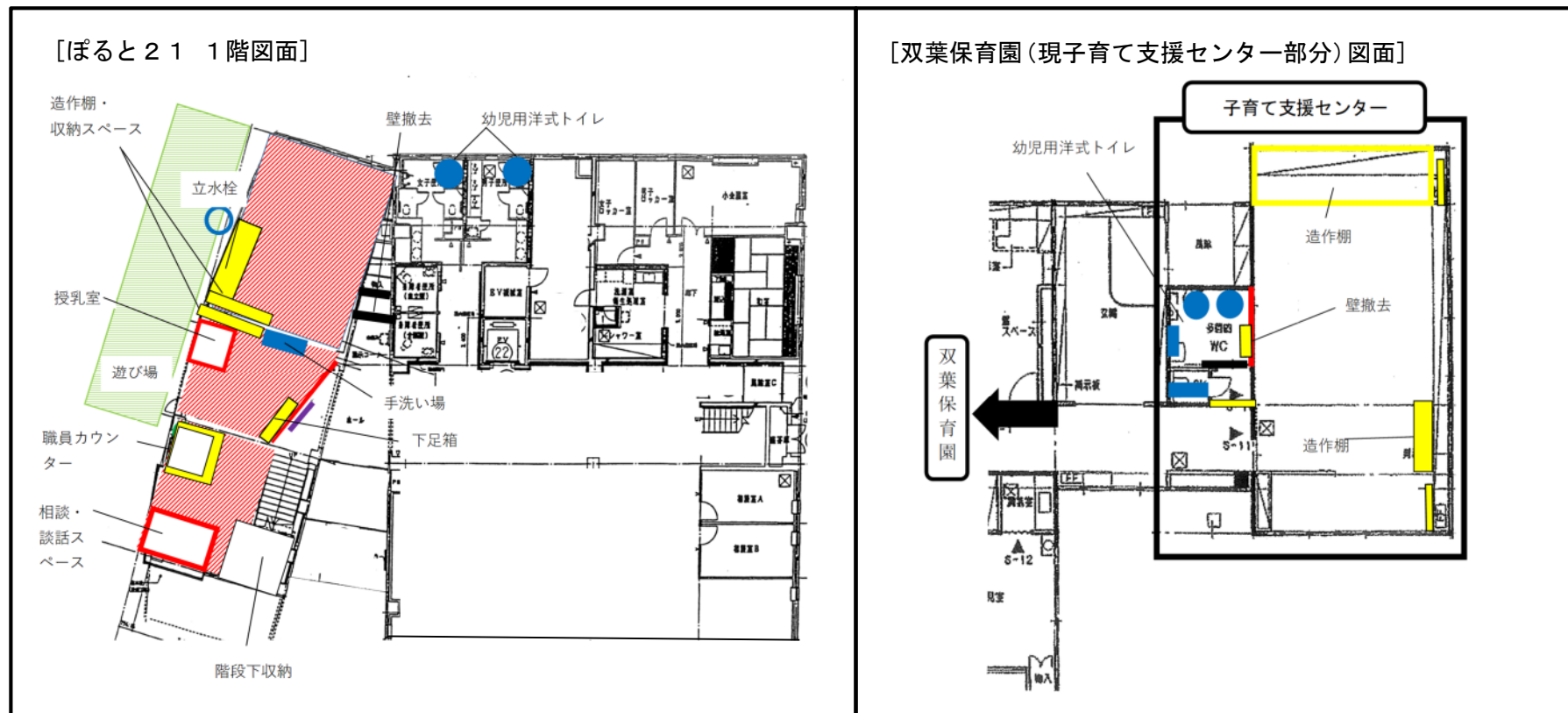
- ①子育て支援センター移設工事
- ②双葉保育園保育室（現子育て支援センター室）改修工事

工事内容	具体的な内容
① 子育て支援センター移設工事	・ 現作業交流室及びロビースペースを子育て支援センタースペースとして改修(ぽると21執務室との間仕切り壁設置、床面タイルカーペット張、造作棚設置等) ・ 授乳スペース・談話（相談）スペース設置 ・ 南側屋外にフェンス設置・小遊び場設置 ・ 1階トイレ幼児用便器設置（男女トイレ内各1か所） ・ 2階書庫・物品庫設置 等
② 双葉保育園保育室改修工事	・ 現子育て支援センター室を保育室へ改修（一部壁撤去・造作棚設置等） ・ 現子育て支援センタートイレ改修（幼児用トイレ設置） ・ 園児用棚造作 ・ 双葉保育園内LED化工事 等

4. 改修整備スケジュール(予定)

工事場所	R5.6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R6.1月	2月	3月	4月
ぽると 21内	予算措置	入札	子育て支援センター移設工事(8月～11月)				開設準備	子育て支援センター ぽると21内開設(1月)			
双葉 保育園内							双葉保育園改修工事(12～2月)			使用準備	使用開始 (4月)

〔施設整備概要図(予定)〕



資料 2 4

町 政 報 告 概 要

(令和 5 年 3 月 8 日 定例会議)

No.	報 告 事 項	概 要
1	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金について	○給付の状況 ・電力・ガス・食料品等の価格高騰による、住民税非課税世帯等に対する価格高騰緊急支援給付金について、1 月 31 日で終了した。 □申請件数 1, 3 7 2 世帯 □給 付 額 6 8, 6 0 0 千円
2	高齢者世帯等生活支援事業について	○11 月 25 日に申請書を発送、2 月 28 日で申請受付を終了。 ○1,027 件の申請 1,232 万 4,000 円を支給。
3	人工透析患者送迎支援事業の終了について	○小清水赤十字病院への介護タクシー送迎支援事業の終了 ・小清水赤十字病院無料送迎透析バスの廃止に伴い、平成 28 年 10 月から緊急的に運行開始しました。 ・介護タクシーは、国保病院透析ベッド増床に伴い受け入れ環境が整ったことから、今年度末をもって終了する。
4	新型コロナウイルスワクチンの接種状況について	○オミクロン株対応ワクチンの集団接種は、10 月 10 日に開始、12 月 20 日に終了。 ○12/21 現在接種率 66.10% 対象 10,570 人の内 6,987 人が接種。

5	子育て世帯生活支援特別給付金事業について	○新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、低所得の子育て世帯に対し生活支援を行う観点から、児童1人につき6万円を支給した。 ○給付状況（令和5年2月8日現在） [ひとり親世帯分]※北海道支給 ・受付期間：令和4年7月15日～令和5年3月15日 ・給付世帯数：73世帯、給付対象児童数：118人 ・給付実績額：7,080千円 [ひとり親世帯以外分] ・受付期間：令和4年7月6日～令和5年3月15日 ・給付世帯数：32世帯、給付対象児童数：70人 ・給付実績額：4,200千円 （国支給分：3,500千円、北海道支給分：700千円）
---	----------------------	---

介護認定者等のサービス利用状況

資料25

(令和5年1月31日現在)

区	分	総合事業	要支援1	要支援2	小計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	小計	合計	構成比	前月分	構成比
在宅者	サービス利用者	21	41 (0)	66 (0)	128	86 (0)	74 (0)	46 (0)	44 (0)	20 (0)	270	398 (0)	65.4%	400	64.9%
	在宅サービス利用者	21	38 (0)	65 (0)	124	65 (0)	50 (0)	27 (0)	21 (0)	13 (0)	176	300 (0)	49.3%	303	49.2%
	地域密着型サービス利用者		3 (0)	1 (0)	4	21 (0)	24 (0)	19 (0)	23 (0)	7 (0)	94	98 (0)	16.1%	97	15.7%
	認知症対応型共同生活介護		0 (0)	0 (0)	0	8 (0)	8 (0)	8 (0)	6 (0)	3 (0)	33	33 (0)	5.4%	35	5.7%
	特定施設入居者生活介護				0	4 (0)	5 (0)	6 (0)	5 (0)	0 (0)	20	20 (0)	3.3%	20	3.2%
	小規模多機能サービス		3 (0)	1 (0)	4	9 (0)	11 (0)	5 (0)	12 (0)	4 (0)	41	45 (0)	7.4%	42	6.8%
	サービス未利用者		15 (0)	21 (0)	36	19 (0)	2 (0)	3 (0)	2 (0)	1 (0)	27	63 (0)	10.3%	61	9.9%
	家族介護		0 (0)	0 (0)	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0 (0)	0.0%	0	0.0%
	必要時利用		14 (0)	20 (0)	34	18 (0)	2 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	23	57 (0)	9.4%	55	8.9%
	経済的理由		0 (0)	0 (0)	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0 (0)	0.0%	0	0.0%
	サービス等調整中		0 (0)	1 (0)	1	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	2	3 (0)	0.5%	4	0.6%
	サービス拒否		0 (0)	0 (0)	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0 (0)	0.0%	0	0.0%
	近隣者・知人・友人・自立支援サービスなどの支援		0 (0)	0 (0)	0	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0 (0)	0.0%	0	0.0%
	養護老人施設・障害者施設入所		1 (0)	0 (0)	1	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	2	3 (0)	0.5%	2	0.3%
	計	21	56 (0)	87 (0)	164	105 (0)	76 (0)	49 (0)	46 (0)	21 (0)	297	461 (0)	75.7%	461	74.8%
	施設入所者					0 (0)	0 (0)	11 (0)	11 (0)	3 (0)	25	25 (0)	4.1%	26	4.2%
	老人福祉施設					2 (0)	1 (0)	9 (0)	21 (0)	16 (0)	49	49 (0)	8.0%	51	8.3%
	老人保健施設					2 (0)	12 (0)	10 (0)	6 (0)	4 (0)	34	34 (0)	5.6%	35	5.7%
	介護医療院					0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0 (0)	0.0%	0	0.0%
	計					4 (0)	13 (0)	30 (0)	38 (0)	23 (0)	108	108 (0)	17.7%	112	18.2%
入院者数			2 (0)	2 (0)	4	2 (0)	6 (0)	3 (0)	11 (0)	14 (0)	36	40 (0)	6.6%	43	7.0%
介護認定者等合計		21	58 (0)	89 (0)	168	111 (0)	95 (0)	82 (0)	95 (0)	58 (0)	441	609 (0)	100%	616	100%
介護度別割合		3.4%	9.5%	14.6%	27.6%	18.2%	15.6%	13.5%	15.6%	9.5%	72.4%	100.0%			

- * サービス未利用理由
- ・家族介護 . . . 同居又は別世帯であっても、身内からの支援で、今はサービスを必要としない
 - ・必要時利用 . . . 常時は在宅サービスは利用していないが、年に数回のショートステイ利用など（住宅改修・福祉用具購入のみ）
 - ・経済的理由 . . . 経済的な費用負担が大きいと判断している場合（本人の主観）